

01206

北海道

釧路市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員 (人以上)			
○地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもの 取得価額10,000(建物・構築物) ○地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもののうち、農林漁業関連業種に該当するもの 取得価額 5,000(建物・構築物)	—	課税免除 ・基準年度100/100以内 ・2年目 75/100以内 ・3年目 50/100以内 限度額なし	・固定資産税 ・都市計画税 (土地・建物・構築物)	3年間
○製造業、旅館業 取得価額は資本金に応じて次のとおり ・資本金5,000万円以下:500万円以上 ・資本金5,000万円超1億円以下:1,000万円以上 ・資本金1億円超:2,000万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 取得価額 500万円以上	—	課税免除 ・基準年100/100以内 ・2年目 75/100以内 ・3年目 50/100以内 限度額なし	・固定資産税 ・都市計画税 (土地・建物・機械装置)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
釧路市 企業立地 促進条例	H17.10	○製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、データセンター、コールセンター、リサイクル産業施設、試験研究施設、植物工場 【新設】 ・固定資産(土地を除く)の取得価額が5,000万円以上 ・雇用増5人以上 【増設】 ・固定資産(土地を除く)の取得価額が3,000万円以上	設備投資資金助成 ・固定資産(土地を除く)の取得価額の8/100以内の額 (増設で新たな雇用が5人未満の場合は4/100以内) ・限度額 1億円 (新設で新たな雇用が10人以上の場合は2億円)
		○(阿寒・音別地区のみ)旅館業、観光施設、特産品開発施設、教育文化施設、医療福祉施設、その他の施設 【新設】 ・固定資産(土地を除く)の取得価額が5,000万円以上 ・雇用増5人以上	設備投資資金助成 ・固定資産(土地を除く)の取得価額の8/100以内の額 (増設で新たな雇用が5人未満の場合は4/100以内)

	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産(土地を除く)の取得価額が3,000万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 1,000万円
	<p>○製造業、リサイクル産業施設、電気業(新エネルギー供給業を除く)、ガス業、熱供給業、植物工場</p> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用増5人以上 <p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得した固定資産(土地を除く)の基準年度における評価額が3,000万円以上 ・雇用増5人以上 <p>○ソフトウェア業、情報処理サービス業、データセンター、コールセンター、試験研究施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用増5人以上 <p>○新エネルギー供給業(新設のみ。太陽光をエネルギー源とするものを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得した固定資産の取得価額が10億円以上 ・雇用増1人以上 	<p>雇用助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに雇用される市内居住者1人につき20万円(特例の場合は30万円) ・限度額 3,000万円
	<p>○(阿寒・音別地区のみ)旅館業、観光施設、その他の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用増20人以上 	<p>雇用助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに雇用される市内居住者1人につき10万円 ・限度額 2,000万円
	<p>○製造業、電気業、ガス業、熱供給業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法第6条第1項の規定による特定工場(敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上)の届出を完了したもの 	<p>緑化助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化事業費の25/100相当額 ・限度額 1,000万円
	<p>○製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、データセンター、コールセンター、リサイクル産業施設、試験研究施設、植物工場</p> <p>【市外からの進出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること <p>【市外からの進出以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・雇用助成の要件を満たすこと 	<p>土地取得助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得価額の25/100相当額(事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分) ・限度額 1億円
	<p>○コールセンター(新設のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用増50人以上 	<p>事業所賃借料助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所賃借料の1/2相当額を3年間 ・限度額 年500万円
	<p>○本社機能移転事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用増30人以上 ・面積300㎡以上 	<p>事業所賃借料助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所賃借料の1/2相当額を1年間 ・限度額 年500万円
	<p>○コールセンター(新設のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用増50人以上 	<p>通信回線使用料助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信回線使用料の1/2相当額を3年間 ・限度額 年1,000万円

01207

北海道

帯広市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業	2,000 万円	課税免除	建物、その他附属設備、構築物、土地(着工日前1年以内に取得したもの)、機械、装置、その他の償却資産	3年間
農林水産業関連業種(各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業)植物工場	5,000 万円			
情報サービス業、インターネット付随サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、電気業、熱供給業、学術・開発研究機関、廃棄物処理業 等	1億円			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
帯広市企業立地促進条例	S61.10	物の製造又は加工を行う施設、リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設	補助金
	H9.4 一部改正	工場、物流関連施設	(1)投資額(土地は除く)の8%(新設)、6%(増設雇用増)、4%(増設雇用維持)及び雇用増1人当たり 10 万円(正規職員の場合 15 万円)
	H16.4 一部改正	(1)投資額が 2,000 万円で、かつ新設にあつては5人以上、増設にあつては2人以上の雇用増があるものまたは雇用の現状維持をしているもの	・限度額 投資額分 新設 1億 5,000 万円 増設 1億円
	H21.4 一部改正	維持をしているもの	雇用増分 5,000 万円
	H28.4 一部改正	(2)食産業の振興に資する設備を設置する場合、加算措置あり	(2)該当投資額の2%
	H29.9 一部改正	(3)デジタル化推進に資する設備を設置する場合、加算措置あり	・限度額 当該加算額と(1)の助成額の合算額の(1)の限度額以内
	R2.4 一部改正	(4)ZEB 認証にされた施設であり、ZEB 化に向けて必要とした投資額に対し、加算措置あり	(3)該当投資額の 1%
	R6.4 一部改正	(5)工場立地法第6条の届出事業所で緑地及び環境施設を整備するもの	・限度額 当該加算額と(1)の助成額の合算額の(1)の限度額以内
		(6)工場等の増設であつて、労働生産性の向上に資する設備を設置する場合に加算措置あり	(4)該当投資額の 20% ・限度額 1,000 万円 (5)緑地及び環境施設の面積 1㎡当たり 1,500 円 ・限度額 500 万円

			<p>(6) 該当投資額の1%</p> <p>・限度額 当該加算額と(1)の助成額の合算額の(1)の限度額以内</p> <p>※正規職員:雇用期間の定めが無く、一般被保険者である者</p>
		<p>○特定事業所(ソフトウェア業・情報処理サービス業・情報提供サービス業・機械設計業・デザイン業・システムインテグレーション事業・アプリケーションサービスプロバイダ事業・データセンター事業・デジタルコンテンツ事業・コールセンター事業)及び試験研究施設</p> <p>投資額が新設にあつては 2,000 万円以上、増設にあつては 1,000 万円以上で、かつ新設にあつては5人以上、増設にあつては3人以上の雇用増のあるもの</p>	<p>補助金</p> <p>○投資額(土地は除く)の8%又は雇用増1人当たり 10 万円(正規職員の場合 15 万円)</p> <p>○限度額 投資額分 1億円 雇用増分 5,000 万円</p> <p>※正規職員:雇用期間の定めが無く、一般被保険者である者</p>
帯広市工業団地立地奨励金交付要綱	H13.4	○固定資産に係わる設備の投資額(土地取得費を除く)が 2,300 万円以上	<p>奨励金</p> <p>○対象地域 帯広市西 19 条北工業団地</p> <p>○対象業種 入居可能な全業種</p> <p>○助成の額 固定資産に係わる投資額の4%に相当する額(限度額 1,000 万円)</p>
帯広市中小企業振興融資規則	H19.4	<p>○中小企業者又は中小企業団体等で、帯広市西 19 条北工業団地の入居が決定している方</p> <p>○中小企業者又は中小企業団体等で、帯広市西 20 条北工業団地の入居が決定している方</p>	<p>融資</p> <p>土地の取得、工場等の移転・新增築のための資金</p> <p>○融資限度額 1億円</p> <p>○償還 25 年以内 (うち据置3年以内)</p> <p>○利率 1.95%(R7.7 月現在)</p>

01208

北海道

北見市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
北見市中小企業等振興助成金交付要綱	H25.4	(工場等設置助成) ○中小企業者等 ○工業団地等の指定地域で用地取得後3年以内に工場等を新築、増築、改造した場合	助成金 ○当該施設の固定資産税評価額相当額の5/100以内(限度額3,000万円)
北見市企業立地促進条例	H18.3	市外から北見市内に進出する下記の業種 ○工場 ○試験研究施設 ○情報サービス業関連施設 ○コールセンター等	補助金
		○土地・建物・設備補助金 下記2つの要件を満たす場合 ①固定資産評価額 3,000万円以上 ②常用雇用者(北見市民であり、かつ年収見込130万円以上) ・工場:5人以上 ・試験研究施設、情報サービス業関連施設、コールセンター等:3人以上	○固定資産税相当額 (工場:上限3,000万円/年) (試験研究施設・情報サービス関連施設・コールセンター等:上限1,000万円/年) ○最大5年間
		○雇用補助金 下記2つの要件を満たす場合 ※ただし、情報サービス業関連施設、コールセンター等については、②の要件のみ ①固定資産評価額 3,000万円以上 ②常用雇用者(北見市民であり、かつ年収見込130万円以上) ・工場:5人以上 ・試験研究施設:3人以上 ・情報サービス業関連施設、コールセンター等:15人以上 ※ただし、転入を伴う場合1人以上	○常用雇用者 20万円/人・年 (上限1,000万円/年) ○最大5年間
北見市企業立地報奨金交付要綱	H18.7	企業誘致に直結する有益な情報を提供し、かつその情報を元に企業誘致のための交渉を主体的に行った企業等(株式・有限・合名・合	報奨金

		資・協同組合等)で、その活動の結果、北見市への企業誘致が成功した場合	
		○土地・建物・設備に関する報奨金 下記2つの要件を満たす場合 ①固定資産評価額 3,000 万円以上 ②常用雇用者(北見市民であり、かつ年収見込 130 万円以上) ・工場:5人以上 ・試験研究施設、情報サービス業関連施設、コールセンター等:3人以上	○固定資産税相当額 (上限 500 万円) ○1回限り
		○雇用に関する報奨金 下記2つの要件を満たす場合 ※ただし、情報サービス業関連施設、コールセンター等については、②の要件のみ ①固定資産評価額 3,000 万円以上 ②常用雇用者(北見市民であり、かつ年収見込 130 万円以上) ・工場:5人以上 ・試験研究施設:3人以上 ・情報サービス業関連施設、コールセンター等:15人以上	○常用雇用者 20 万円/人 に固定報奨金 300 万円を加算した額(上限 1,000 万円) ○1回限り
北見市IT企業 進出支援補助金 交付要綱	H20.4	市外から北見市内に新規に進出するIT関連企業が、下記の全ての要件を満たす場合 ①市内に事業所等を設置し、継続的に運営するIT関連企業 ②事業所等施設の用途として、賃貸物件に対する賃貸借契約を締結 ③常用従業員(北見市民であり、かつ年収見込 300 万円以上)3人以上 ④税等を完納している	補助金 ○オフィス賃借料 月額 2,000 円/㎡ ※北見市中心市街地の区域は月額 2,500 円/㎡ ○最大3年間
北見市航空運賃 補助金交付要綱	H31.4	市外から北見市内に新規に進出するIT関連企業が、下記の全ての要件を満たす場合 ①市内に事業所等を設置し、継続的に運営するIT関連企業 ②常用雇用者(北見市民であり、かつ年収見込 130 万円以上)3人以上 ③税等を完納している	補助金 ○航空運賃の 50%以内 (上限 200 万円/年) ○最大3年間

01211

北海道

網走市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
網走市中 小企業振 興条例	S44.7	○中小企業者であって、市の指定する分譲工業団地 に進出する製造業及びこれに関連する企業等	融資(工場等進出資金) 用地取得費及び建築費の総額 上限 ○中小企業団体、先端技術応用事業場 12,000万円以内 ○その他の企業 8,000万円以内 ○利率 2.6% ○償還 10年以内 (うち据置1年以内)
網走市企 業立地促 進条例	H19.3	○工場 ・情報通信技術関連製造業、先端技術産業、研究開 発型の機械工業、医薬品工業 ・投資額 2,500万円以上 ・雇用増 5人以上	1号 ○限度額 3,000万円 ○投資額の 新設 2.5% 増設 2.5%
		○国際物流関連施設 ・国際物流関連業(外国貨物に限る) ・投資額 2,500万円以上 ・雇用増 5人以上	2号 ○限度額 3,000万円 ○投資額の 新設 2.5% 増設 2.5%
		○工場 ・製造業(塗料材料、セメント、骨材、石工芸等及び武 器製造業を除く)、リサイクル工場 ・投資額 2,500万円以上 ・雇用増 5人以上	3号 ○限度額 3,000万円 ○投資額の 新設 2.0% 増設 2.0%
		○工場 ・基盤的技術産業 ・投資額 2,500万円以上 ・雇用増 5人以上	4号 ○限度額 3,000万円 ○投資額の 新設 2.5% 増設 2.5%
		○ 特定事業所等 1)産業支援サービス業(①ソフトウェア業、②情報処理 サービス業、③情報提供サービス業、④機械修理 業、⑤電気機械器具修理業、⑥機械設計業、⑦デ	5号 ○限度額 3,000万円 ○投資額の 新設 2.5% 増設 2.5%

	<p>ザイン業、⑧システムインテグレーション事業、⑨ASP事業、⑩データセンター事業、⑪デジタルコンテンツ事業、⑫バイオテクノロジー利用産業)</p> <p>・投資額 2,500 万円以上</p> <p>・雇用増 5人以上</p> <p>2)産業支援サービス業(コールセンター事業)</p> <p>・投資額 2,500 万円以上</p> <p>・雇用増 15 人以上</p>	
	<p>○試験研究施設</p> <p>・自然科学系の試験研究施設(テストコースを除く)</p> <p>・投資額 2,500 万円以上</p> <p>・雇用増 5人以上</p>	<p>6号</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>○投資額の 新設 5.0%</p> <p>増設 5.0%</p>
	<p>○再生可能エネルギー電気供給施設</p> <p>・再生可能エネルギー電気供給業</p> <p>・投資額 5億円以上</p> <p>・雇用増 1人以上</p>	<p>7号</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>○投資額の 新設 2.5%</p> <p>増設 2.5%</p>
	<p>○物流施設</p> <p>・物流業(①道路貨物業、②海運貨物業、③倉庫業、④卸売業)</p> <p>・投資額 2,500 万円以上</p> <p>・雇用増 5人以上</p> <p>※網走港新港地区又は能取工業団地に限る</p>	<p>8号</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>○投資額の 新設 2.0%</p> <p>増設 2.0%</p>
	<p>○1号～6号まで及び8号の対象業種 (固定資産税額を基準とする助成)</p> <p>・1号～6号まで及び8号の対象用件をそれぞれ満たしている場合</p>	<p>9号</p> <p>○限度額 3,000 万円/年</p> <p>○対象施設に係る土地、家屋及び償却資産の固定資産税相当額</p> <p>○3年間</p>
	<p>○1号～8号までの対象業種 (雇用増を基準とする助成)</p> <p>・1号～8号の対象用件をそれぞれ満たしている場合</p> <p>※コールセンター事業除く</p>	<p>10号</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>○常時雇用する従業員数に1人当たり30万円を乗じて得た額</p>
	<p>○コールセンター事業</p> <p>・投資額 2,500 万円以上</p> <p>・雇用増 15 人以上</p>	<p>11号</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>○常時雇用する従業員数に1人当たり30万円を乗じて得た額</p>
		<p>○限度額 500 万円(年間合計)</p> <p>○施設の賃借料の 1/2</p> <p>○通信回線使用料の 1/2</p>

			○3年間
--	--	--	------

01219

北海道

紋別市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく製造業、旅館業、農林水産物等販売業 情報サービス業等 ① 製造業、旅館業 設備取得額 500～2,000 万円超 (資本金による金額区分あり) ② 農林水産物等販売業 情報サービス業等 設備取得額 500 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間
通称地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業のうち、下記①又は②の基準を満たすものであり、主務大臣の確認を受けたもの ①農林漁業及びその関連業種の場合、取得価額 5,000 万円超 ②①以外の業種の場合、取得価額 1 億円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
紋別市産業施設誘致等促進条例	S60.12 H31.3 改正 R7.3 改正	(施設の設置に対する助成) ○製造業、先端技術産業、試験研究施設、植物工場、承認地域経済牽引事業 ①新增設 3,000 万円以上 ②雇用増 2人以上 (指定地域に立地する場合1人以上) (増設の場合は雇用増の要件を除く)	補助金 ○投資額の 10/100 (5,000 万円限度、ファイナンス・リース取引によるものを含む) 累積限度額 ○同一企業の施設等につき2億5千万円
		(雇用増に対する助成) ①新增設 3,000 万円以上 (製造業、先端技術産業、試験研究施設、植物工場、承認地域経済牽引事業) ②雇用増 3人以上	補助金 ○従業員1人当たり 20 万円 (1,000 万円限度)

		(技術修得に対する助成) ○特殊技術修得助成(製造業)	補助金 ○特殊技術修得費用の 1/2 以内(1人当たり 30 万円限度)
(特例による助成)		○製造業(新設) ①投資額 10 億円以上 ②雇用増 3人以上	補助金 ○助成内容は、その都度議会の議決により決定
		○卸売業(新設) ①投資額 1億円以上 ②雇用増 3人以上	
		○社会福祉施設及び教育施設(新設) ①投資額 2億円以上 ②雇用増 3人以上	
		○先端技術産業、医療施設、観光・リゾート産業施設及びこれに類似する公益上、産業振興上必要と認められる産業施設(新設) ①投資額 3億円以上 ③ 雇用増 3人以上	

01223

北海道

根室市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
根室市過疎地域産業開発促進条例に基づき、固定資産税の課税免除を行う。 1. 対象地域 根室市内全域 2. 対象業種 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿業を除く) 3. 課税免除の対象となる固定資産 家屋(建物及びその附属設備のうち、直接事業に供する部分)、償却資産(機械・装置のみ対象)、土地(家屋・償却資産の直接事業に供する部分のみ) 4. 課税免除対象要件 (1) 青色申告書を提出する個人又は法人 (2) 租税特別措置法第 12 条又は第 45 条の適用を受けることができる設備 (3) 対象事業の用に供する工業生産設備等の取得価額の合計が 500 万円以上(製造業又は旅館業の場合は、資本金の額等が 5,000 万超 1 億円以下の法人は 1,000 万円以上、資本金の額等が 1 億円超の法人は、2,000 万円以上) ※申請方法や固定資産課税免除の概要については下記ホームページ参照 https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/suisankeizaibu/shoukougankou/oshirase/9603.html		課税免除	固定資産税	3年間

根室市企業立地促進条例に基づき、市内に事業所等を新設又は増設する際に投資額及び雇員人数に応じた助成及び固定資産税の課税免除の措置を行う。 (1) 投資額を基準とする助成 事業所等の新増設に係る投資額が 2,500 万円以上、かつ雇用増が5	助成の内容 投資額の5%以内 (物流施設は3%以内)	措置期間 単年度
---	----------------------------------	-------------

<p>人以上ある場合。</p> <table border="1" data-bbox="183 241 847 656"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 241 512 309">対象施設</th> <th data-bbox="512 241 847 309">対象業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 309 512 376">工場</td> <td data-bbox="512 309 847 376">製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 376 512 450">情報サービス業関連施設</td> <td data-bbox="512 376 847 450">情報通信業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 450 512 517">試験研究施設</td> <td data-bbox="512 450 847 517">学術研究</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 517 512 584">宿泊施設</td> <td data-bbox="512 517 847 584">宿泊業(旅館・ホテル)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 584 512 656">物流施設</td> <td data-bbox="512 584 847 656">運輸業、卸売業</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	対象業種	工場	製造業	情報サービス業関連施設	情報通信業	試験研究施設	学術研究	宿泊施設	宿泊業(旅館・ホテル)	物流施設	運輸業、卸売業	<p>※5,000 万円限度</p>	
対象施設	対象業種													
工場	製造業													
情報サービス業関連施設	情報通信業													
試験研究施設	学術研究													
宿泊施設	宿泊業(旅館・ホテル)													
物流施設	運輸業、卸売業													
<p>(2)雇用増を基準とする助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資額を基準とする助成を受けた施設・業種 ・コールセンター設置にかかる助成を受けた施設・業種 	<p>雇用増となる常時雇用する 従業員の区分に応じて 1 人 当たり 30 万円～50 万円</p>	<p>3年間 年間 1,000 万円 (3年 3,000 万円)</p>												
<p>(3)コールセンター設置にかかる助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設:コールセンター業 ・対象業種:コールセンター業 ・対象要件:雇用増が 15 人以上の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設賃借料の 1/2以内 (年 500 万円上限) ・通信回線料の 1/2以内 (年 500 万円上限) 	<p>3年間 年間 1,000 万円 (3年 3,000 万円)</p>												
<p>(4)課税の免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資額を基準とする助成を受けた施設・業種 ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済牽引事業者を対象として根室市内における承認地域経済牽引事業のための施設 	<p>固定資産税等の課税免除</p>	<p>3年間</p>												

01543

北海道

美幌町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域の持続的発展のため、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿業を除く)の用に供する設備の取得等をした者で、その取得価格の合計が500万円を超えるもの(資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人は1,000万円、1億円超である法人は2,000万円)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
美幌町中小企業振興条例	S55.3	産業導入地区に土地を取得し、3年以内に施設を設置した中小企業者等	利子補給 土地取得に要する資金として、融資を受けた額(5,000万円を限度として5年間元金均等年賦償還の方法により求めた額)に年3%以内の率を乗じた額を毎年度
		①生産、加工、販売、購買、保管、検査及び技術改善に関する共同施設の設置	補助金 準耐火構造若しくは同程度以上の安全性及び耐久性を有する施設又は土地で、当該施設又は土地の固定資産評価額若しくはこれに準ずる額を基礎とし算出した額の5/100以内
		②小売商業店舗の共同化又は企業合同のための共同施設の設置	補助金 準耐火構造若しくは同程度以上の安全性及び耐久性を有する施設又は土地で、当該施設又は土地の固定資産評価額若しくはこれに準ずる額を基礎とし算出した額の5/100以内
		町長が定める福利厚生施設の設置	補助金 準耐火構造若しくは同程度以上の安全性及び耐久性を有する施設又は土地で、当該施設又は土地の固定資産評価額若しくはこれに準ずる額を基礎とし算出した額の5/100以内
美幌町中小企業振興条例	S55.3	町長の指定した地域に、生産、加工等の施設設置のための土地取得	補助金 準耐火構造若しくは同程度以上の安全性及び耐久性を有する施設又は土地で、当該施設又は土地の固定資産評価額若しくはこれに準ずる額を基礎とし算出した額の5/100以内
		中小企業者及び協同組合等	利子補給 中小企業者等の運転又は設備資金に資するもの。予算の範囲内で町長が指定する金融機関及び北海道信用保証協会からの融資、信用保証料及び利子を補給。
美幌町企業立地促進条例	R4.9	次のアからクの施設を新設又は増設し、それぞれ定める雇用増がある事業者	①固定資産税を基準とする助成 取得資産に課せられる固定資産税に相当する額

	<p>ア 工場 イ 試験研究施設 ウ 物流施設 エ 情報サービス事業所 オ コールセンター カ データセンター</p> <p>投資額が2,500万円以上であり、新設の場合3人以上、増設の場合1人以上の雇用増があること。</p> <p>キ 再生可能エネルギー電気供給施設 投資額が2,500万円以上であり、1人以上の雇用増があること。</p> <p>ク 宿泊施設 投資額が2,500万円以上であること。</p>	<p>を3年間助成。</p> <p>②雇用増を基準とする助成 雇用増の算定対象者のうち、美幌町内に住民票を有する者1人当たり20万円を3年間助成。</p>
--	--	---

01544

北海道

津別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(製造業、ソフトウェア業、旅館業)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
津別町起業等振興促進条例	H25.10	<p>助成の対象となる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設 ・販売施設 ・集合住宅 ・社宅、社員寮 ・介護、福祉施設 ・特定事業所(サテライト・オフィス) ・生産施設 ・サービス事業所 <p>助成対象者</p> <p>町内において、上記事業を新規に開始する事業者及び事業を行うために必要な施設を増設または改修する事業者</p>	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象投資額 100万円以上～ ・補助金 対象投資額の10分の2または3 (起業者は10分の1、空き店舗等活用は10分の1、新たに雇用2名以上は10分の1加算) 限度額 ～2千5百万円
津別町中小企業振興基金運用要綱	H14.3	<ul style="list-style-type: none"> ・津別町内において同一の事業を引き続き1年以上経営している者 ・資本金又は元入金額が3千万円以下もしくは常時使用する従業員が300人以下の商工業者で、津別町内に主たる事業所(店舗)を有している者 	町長が指定する金融機関からの融資、信用保証料及び利子の補給。
津別町小規模事業者若者雇用促進助成金交付要綱	H28.7	<p>【対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所または事務所を有すること ・正規雇用100人以下の事業所であること ・雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象若年者1名につき月額2万円を3年を限度に助成 (1事業者3名まで)

		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業法に規定する中小企業者であること ・申請年度及びその前年度において正規雇用職員を事業者の都合で解雇したことがないこと <p>【対象若年者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時において35歳以下の方 ・正規雇用された日から1年以内において町内に住所を有する者 	
津別町介護保険施設従事者就業支援等補助要綱	H26.7.1	<p>町内の介護保険施設で新たに常勤雇用と就職する施設従事者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、介護支援専門員、介護福祉士、社会保険士)</p> <p>○就業支援補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなに介護保険施設に常勤雇用され就職期間中、津別町に住所を有する方 <p>○住宅準備補助金</p> <p>就業支援等補助金の対象者で、町内介護保険施設に従事するため、町内の賃貸住宅に居住する方</p> <p>○以下は上記2つの補助金交付対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者 ・就職日以前3年間、介護保険施設に勤務した実績のある方 ・関連法人内の人事異動により、介護保険施設及び事業所で勤務する者 ・町税又は町が賦課した使用料等、町に納付すべきものの滞納がある者 	<p>○就業支援補助金</p> <p>就職後1年経過毎に24万円を3年を限度に助成</p> <p>○住宅準備補助金</p> <p>家賃(1か月分)、敷金、礼金、転居運送費用にかかる実費相当とし、20万円を限度として、1回助成</p>
津別町林業従事者就業支援等補助要綱	R2.6.1	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日以降に町内の林業事業体に就職した方 ・上記対象者を雇用した林業事業体 	<p>○就業支援補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職後、1年経過毎に12万円を3年を限度に助成 ・対象となる期間のうち、1月以上の日数を町内に住所を有した場合は1月当たり1万円を加算 <p>○住宅準備補助金</p> <p>町外から町内の賃貸住宅に居住した、または居住予定者に、家賃(1か月分)、敷金、礼金、転居運送費</p>

			<p>用にかかる実費相当とし、20万円を限度として、1回助成</p> <p>○林業事業体就業支援補助金 上記交付対象者を1年間雇用了した場合、交付対象者1人につき50万円を1回助成</p>
--	--	--	--

01545

北海道

斜里町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
斜里町工場設置促進条例	H9.3	※地場産原料使用の対象企業 ○新增設 投下固定資本額 1,000 万円以上 ※上記以外の企業 ○新增設 2億円以上 ○従業員 5人以上	奨励金 ○当該企業に対する奨励金の対象施設において、その年度に賦課された固定資産税の 1/3 の額及び斜里町公害防止条例により町長の認める地域に移転した工場に賦課された不動産取得税の 1/3 の額

01546

北海道

清里町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
清里町中小企業融資制度要綱	S35.4	○町内で事業を営んでいる者(信用保証取扱対象業種)、町税を完納している者	融資 ①運転資金 限度額 1,000 万円 期間 7年以内 ②設備資金 限度額 2,000 万円 期間 10年以内
清里町工場設置奨励条例	S36.7	新設、再建、拡充 投下固定資本額 5,000 万円以上 従業員 20 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)

01547

北海道

小清水町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小清水町企業立地 促進条例	H23.12	<p>①</p> <p>対象施設:工場、研修施設、試験研究施設、特定事業所等、その他の施設、再生可能エネルギー電気供給施設</p> <p>対象要件: 新增設のための投資額が 2,500 万円以上、かつ雇用増が 新增設5人以上ある場合。ただし、コールセンターは、15 人以上ある場合に限る。</p>	(1)固定資産税額を基準とする助成 固定資産税相当額(3年間)
			(2)雇用増を基準とする助成 常時雇用する従業員 1 人当たり 30 万円を乗じて得た額 パート従業員(年間 180 日以上若しくは 1,350 時間以上勤務する者)1 人当たり5万円を乗じて得た額(3年間) 限度額 年間 2,000 万円
			(3)事業所の賃借料を基準とする助成 対象施設の土地及び建物に係る年間賃借料の 100 分の 50 以内(3年間) 限度額 年間 50 万円
			【(1)～(3)について、地場産品を利用する工場については助成期間を5年間とする】
		<p>①の対象要件をそれぞれ満たしている対象施設において、操業から3年以内に太陽光、風力、地熱、バイオマス、その他環境への負荷の少ないエネルギーを利用する設備を導入した場合。</p>	(4)環境対策に係る投資額を基準とする助成 エネルギー導入設備に係る投資額の 100 分の5以内 限度額 500 万円
		<p>②</p> <p>対象施設:再生可能エネルギー電気供給施設</p> <p>対象要件:町内に事業所を設置し、新設のための投資額が3億円以上、かつ雇用増が1人以上ある場合。</p>	(1)固定資産税額を基準とする助成 固定資産税相当額(3年間)

※小清水町企業立地促進条例 平成24年4月1日施行

01549

北海道

訓子府町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
訓子府町企業立地 促進条例	H2.3	工場等の設置に対する助成 ○製造業 新增設 3,000 万円以上 雇用増 10 人以上	補助金 ○投資額の 6/100 (限度額 5,000 万円)
		○ソフトウェア施設、試験研究施設 新增設 3,000 万円以上 雇用増 5人以上	補助金 ○固定資産税相当額 3年間
		雇用増に対する助成 ○製造業 新增設 3,000 万円以上 雇用増 10 人以上	補助金 ○従業員1人当たり 20 万円 (限度額 1,000 万円)

01550

北海道

置戸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
置戸町中小企業金 融資金融資規則	H14.3	(1) 本町に主たる事業所を有し、同一事業を1年以上継続して経営しているもの (2) 町税を完納しているもの (3) 融資を受けた資金の償還について十分な支払能力を有すること	融資 ○運転資金 1,000 万円 ○設備資金 2,000 万円 ○運転資金 5年以内の割賦償還又は1年以内の一括償還 ○設備資金 10年以内の割賦償還 ○利子補給制度あり
置戸町林業・林産業 振興資金融資規則	S59.6	(1) 本町に主たる事業所を有する造林、造材、製材、木製品製造業者 (2) 町税を完納しているもの (3) 経営内容が計数的に正しく把握でき、融資金の償還が確実にできるもの	融資 ○対象費用の 80%以内融資額は1件 3,000 万円以内 ○対象 設備資金 ○融資期間 10年以内(据置1年) ○利子補給制度あり
置戸町元気だすべえ 基金条例施行規則	R3.3	(1) 本町に住所を有し、町内に起業するもの(※公共施設の利用は除く) (2) 置戸町商工会の会員であること (3) 起業後5年以上事業を継続し、積極的に事業を営む意志があること	応援金 ○100 万円

01552

北海道

佐呂間町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
佐呂間町中小企業振興資金利子補給条例	H20.4	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業者(設備資金は小規模企業者) ○佐呂間町商工会会員又はサロマ水産加工共同組合員 ○町内に独立した事業所を1年以上営むもの ○町税等を完納しているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 利子補給 ○運転資金及び設備資金 ○総額3億2千万円以内 ○1企業当たり3千万円以内 ○貸付期間 運転資金:5年以内(1年据置) 設備資金:10年以内(1年据置) ○利子補給額 利子の40%
佐呂間町小規模事業者開業支援補助金	R4.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で開業する小規模事業者であって、佐呂間町商工会の会員又は会員になる者 ・本町に住所を有することとなる者 ・満18歳以上の者(法人の場合は代表者) ・開業の日から5年以上、事業を継続すること ・事業計画に収益性及び継続性が認められること ・町税等を滞納していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ①開業支援補助金 開業のための事業所及び設備の整備の支援を目的とする補助金 ・対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、600万円を限度とする。 ②経営支援補助金 開業から3年間の経営の支援を目的とする補助金 ・対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、月額5万円を上限とする。ただし、36か月を限度とする。
佐呂間町商工業活性化事業補助金交付要綱	H25.4	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の個人及び町内に本社のある法人 ・町商工会の会員若しくは会員になる者 ・5年以上事業継続が見込まれる者 ・町税等を完納している者 ・町又は農林水産業協同組合より1/2以上の出資を受けていない者 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金 ・施設整備費の合計額が50万円(消費税を除く)以上 ・施設整備に要する費用の1/2以上を町内事業者から調達又は購入する事業

			・施設整備費に 2/10、400 万円以内(起 業 3/10、600 万円以内)
--	--	--	---

01555

北海道

遠軽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業</p> <p>【製造業、旅館業】</p> <p>資本金 5,000 万円以下:500 万円 資本金 5,000 万円超 1 億円以下:1,000 万円以上 資本金 1 億円超:2,000 万円以上</p> <p>【農林水産物等販売業、情報サービス業等】</p> <p>取得価額 500 万円以上</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<p>遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、取得価格の合計額が1億円(農林漁業及びその関連業種に係るものは5千万円)を超えるものである施設を新設した場合</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
遠軽町企業振興促進条例	H17.10	<p>工場(製造、加工)、指定施設(試験研究施設、ソフトウェア施設、観光施設、宿泊施設、林業施設)</p> <p>(1)固定資産投資総額 3,000 万円以上 従業員数 5人以上増加</p> <p>(2)固定資産投資総額 500 万円以上</p>	<p>補助金</p> <p>(1)該当者</p> <p>ア 固定資産税と都市計画税の額に相当する額(5年間)</p> <p>イ 従業員増加1人につき 50 万円(1,500 万円限度)</p> <p>(2)該当者</p> <p>建物及び償却資産の投資総額の 30/100 に相当する額(1,000 万円限度)</p>

<p>遠軽町中小企業 融資条例</p>	<p>H17.10</p>	<p>町税を完納し、次に該当するもの (1)町内に独立した事業所店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上経営しているもの (保証協会が定める対象外業種を除く) (2)常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は中小企業等協同組合法による事業協同組合及び企業組合又は個人</p>	<p>融資 ○資金の使途 運転資金及び設備資金 ○融資額 1企業 1,500万円以内 ○融資期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (両資金とも据置1年以内) ○担保 金融機関が必要とする場合 ○保証人 法人 法人代表者 個人 不要 ○融資利率 中小企業総合振興資金の一般経営資金の一般貸付の融資利率に0.7%を上乗せした利率 ○保証料 北海道信用保証協会の定めた額</p>
<p>遠軽町特産品等 開発支援事業補 助金交付要綱</p>	<p>H28.3.25</p>	<p>町内に住所を有する個人又は町内に主たる事務所を置く法人もしくは法人格のない団体で、町税等を滞納していない者</p>	<p>(1) 新商品開発支援事業 対象経費の3分の2以内(50万円限度) (2) 既存商品改良支援事業 対象経費の2分の1以内(30万円限度)</p>

01559

北海道

湧別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域の持続的発展のため、製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業の事業用資産を取得、新設、増設した者で、その取得価格の合計が500万円を超えるもの (資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人は1,000万円、1億円超である法人は2,000万円)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、取得価格の合計額が1億円(農林漁業及びその関連業種に係るものは5千万円)を超えるものである施設を新設した場合	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湧別町中小企業 融資要綱	H22.4	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業協同組合法による協同組合又は企業組合、会社若しくは個人で、町内に独立した事業所、店舗を有し、事業を営んでいるもの ○風営法等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制の対象とされていない業種のもの ○町税を完納しているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○融資条件 <ul style="list-style-type: none"> ・資金の使途 運転資金又は設備資金 ・融資金額 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 2,000万円以内 設備資金 2,000万円以内 ・融資期間 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 60ヵ月以内 設備資金 84ヵ月以内(据置24ヵ月) ・償還方法 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 毎月元金均等償還、四半期又は6ヵ月ごとの元金均等償還 設備資金 毎月元金均等償還 ・担保保証人 法人は連帯保証人(必要に応じ担保提供) ・融資利息 町長と指定金融機関の協議利率 ・保証料 保証協会の定めた額

			○利子補給 利率の 80%以内と保証料 1/2 以内を 加算
--	--	--	-----------------------------------

01560

北海道

滝上町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく製造業、ソフトウェア業等の新増設 2,000 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間
○地域未来投資促進法に基づく課税免除 ・製造業、運輸業、卸売業、コールセンター、自然科学研究所～取得価格1億円超 ・農林漁業関連業種～取得価格 5,000 万円超				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
滝上町企業振興促進補助要綱	R06.4	町内に生産施設・販売等施設・その他施設を新設又は増設する者 生産施設、その他施設については投資額が 100 万円以上(消費税を除く)であること 販売等施設については投資額が 50 万円以上(消費税を除く)であること	補助額～投資額×補助率 ○生産施設の補助率 20/100 以内(町内事業所による施工の場合 30/100 以内) ※他の補助・助成を受けた場合は補助残の 20/100 以内 限度額 1,000 万円 ○販売施設の補助率 20/100 以内(町内事業所による施工の場合 30/100 以内) ※他の補助・助成を受けた場合は補助残の 20/100 以内 限度額 1,000 万円 ○その他施設の補助率 20/100 以内(町内事業所による施工の場合 30/100 以内) ※他の補助・助成を受けた場合は補助残の 20/100 以内 限度額 1,000 万円

滝上町産業開発促進補助金交付要綱	H3.7	地場資源の加工を目的とし新製品の開発及び地場製品製造機械設備等の開発試作を行うものうち、地場産業の振興並びに地域の活性化に資すると町長が認める事業	補助額～経費の50%以内 限度額1事業につき100万円 ○新製品の開発試作にかかる経費 ○新製品の流通調査に要する経費 ○地場製品製造の技術革新を図るための、製品機械及び設備の開発試作にかかる経費
滝上町中小企業退職金共済掛金補助要綱	H9.3	町内に事業所があり、かつ住所を有する退職金共済制度による退職金共済契約を締結し掛金を納入した事業主 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと	○新規に退職金共済制度に加入する場合は、納入した掛金の1/2から国補助を差し引いた額以内 ○掛金月額が18,000円以下の従業員の掛金を増額する場合は、納入した掛金の増額分の1/3以内
滝上町中小企業融資制度要綱	S39.4	町の中小企業の振興上必要にしてかつその事業が健全に育成されることが、明らかな次の要件に該当するものを対象とする。 ・町内に独立した事業所、店舗を有し、同一事業を引続き1年以上経営している者 ・資本金の額又は出資の総額が1千万円以下又は常時使用する従業員数が100人以下の会社又は個人 ・中小企業等協同組合法による事業協同組合又は企業組合	・融資額 ～一企業者につき13,000千円以内 ・区分 ○運転資金 ～一企業者につき5,000千円以内 ○設備資金 ～一企業者につき8,000千円以内 ※この制度により融資を受けた者が、融資時に保証料を支払った場合には、当該融資を受けた者に対し保証料の一部又は全部を補給する。
滝上町中小企業振興資金利子補給条例	R05.9	中小企業者の育成振興と経営の合理化を促進し、事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため、必要な資金の融資を受けた者に対して、利子補給を行う。	○利子補給の率 融資利率 1/2 年利5.0%を限度
商工業後継者・担い手チャレンジ応援補助要綱	R06.4	町内の中小企業者、農業生産法人、農業者でかつ、滝上町商工会員または加入見込者で町内事業所であること。	○後継者・第二創業支援事業補助金 ・投資額～50万円以上(消費税を除く) ・後継者の異業種取り組み経費補助対象事業に要した投資額の50%以内 ・補助限度額1件当たり10万円 ○後継者・担い手スキルアップ研修事業補助金 ・後継者・担い手が経営に必要な資格、技術取得経費 ・第二創業に必要な資格・技術取得のための研修経費 ・第二創業に必要な資格・技術取得経費・研修

			<p>経費対象事業に要した投資額の 50%以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助限度額1件当たり 10 万円 <p>○後継者・担い手マーケティング研修事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資額～50 万円以上 ・事業所の販路の拡大や市場調査等を行うための調査研究事業に要する経費 ・対象事業に要した投資額の 50%以内 補助限度額1件当たり 100 万円 <p>○新規開業促進補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資額～新規開業 100 万円(消費税を除く) ・後継者不在の商工業者事業の継承者、新規開業の担い手 ・施設整備等の開業経費、起業後の経営安定化に係る経費 ・対象事業に要した投資額の 50%以内 ・補助限度額1件当たり 50 万円 ・経営補助定額～年額 60 万円(2年間まで)
滝上町ふるさと人材確保対策補助金交付要綱	R06.4	<p>○奨励金の交付対象者</p> <p>町内に居住し町内事業所に常用労働者として就職した者(40 歳未満)</p> <p>事業主の3親等以内の親族でないこと等</p> <p>○補助金の交付対象事業者</p> <p>町内に所在し事務所等を有する、滝上町商工会の会員または加入見込者</p>	<p>○奨励金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職後1年目は1月あたり3万円、2年目は1月あたり1万円分の商品券を交付 ・奨励金は同一の者に対し、同一町内事業所での連続した2年限り <p>○補助金の額</p> <p>業務に必要な資格取得等に係る補助(普通自動車免許等は除く)</p> <p>対象経費</p> <p>資格取得等に要した経費のうち、補助対象者が負担したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座、講習等の受講料(教材費含む) ・試験等の受講料 ・資格等の登録費用 ・交通費及び宿泊に係る経費 ・補助限度額～従業員 1 人につき、対象経費の 1/2、限度額 10 万円 <p>※同一人は、同一年度につき限度額 20 万円</p>

01561

北海道

興部町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
興部町企業振興促進条例に基づく課税免除 観光施設 新設 2,000 増設 1,000	新設 5 増設 3	課税免除	固定資産税	3年間
興部町企業振興促進条例に基づく課税免除 生産、試験研究その他施設 新設 1,000 増設 500	新設 5 増設 3	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造業、ソフトウェア業等の新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
興部町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例に基づく課税免除 ①製造業、運輸業、卸売業、コールセンター、自然科学研究所の場合、取得価額 2億円超 ②農林漁業関連業種の場合、取得価額 5,000 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
興部町企業振興促進条例	H2.4	○生産、試験研究、その他の施設 新設・投資額 1,000 万円以上 ・雇用増 5人以上 増設・投資額 500 万円以上 ・雇用増 3人以上 ○観光施設 新設・投資額 2,000 万円以上	補助金 新設 投資額の 20/100 増設 投資額の 10/100 限度額 ○生産、試験研究施設 新設 2,000 万円 増設 1,000 万円

		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用増 5人以上 増設・投資額 1,000 万円以上 ・雇用増 3人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光施設 新設 4,000 万円 増設 2,000 万円 ○その他の施設 新設 1,000 万円 増設 500 万円
興部町産業開発育成促進条例	H10. 4	<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発奨励・投資額 30 万円以上 ○事業化奨励 ・投資額 300 万円以上 ○販売促進奨励・投資額 30 万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> 奨励金 ○研究開発奨励対象経費の 1/2 限度額 50 万円 ○事業化奨励対象経費の 20/100 限度額 200 万円 ○販売促進奨励対象経費の 1/2 限度額 50 万円

01562

北海道

西興部村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> ・新過疎法制定に伴い、租税特別措置法の規定により特別償却を行った家屋、償却資産。また、当該家屋の敷地である土地(土地取得翌日から1年以内に家屋建設着手したものに限り) ・製造業等又は旅館業は取得合計額500万円以上 (資本金5,000万円超1億円以下は1,000万円以上、資本金が1億円超は2,000万円以上) ・情報サービス業等又は農林水産物等販売業は合計取得額500万円以上 		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西興部村中小企業等ふるさと創造支援事業補助金交付要綱	R3.4	・村内において起業を目指す者及び村内の中小企業者等	起業家支援事業（ハード） 起業するために必要な施設の整備及び改修等を行う事業で、事業費総額 600 万円(消費税を除く)以下の事業。ただし、村内事業者が施工する場合は 500 万円(消費税を除く)以下の事業。 補助率3/4以内 補助金額 300 万円を上限
			新規事業創出支援事業(ハード) 起業するために必要な施設の整備及び改修等を行う事業で、事業費総額 600 万円(消費税を除く)を超える事業。ただし、村内事業者が施工する場合は 500 万円(消費税を除く)を超える事業。 補助率5/10 以内 村内業者施工は6/10 以内 補助金額 1,000 万円を上限

			<p>新規事業創出支援事業(ソフト)</p> <p>起業するため又は既存の村内事業者が 新商品・新サービスの研究開発及び新 分野進出に伴う調査研究を行う事業。</p> <p>補助率1/2以内 補助金額 50 万円を上限</p> <hr/> <p>経営基盤強化支援事業(ハード)</p> <p>中小企業者等が経営基盤強化等のた め施設を改修する事業。</p> <p>既存の村内事業者が、経営基盤強化の ため施設等の新設又は増改築、及び改 修等を行う事業。</p> <p>補助率3/10 以内 村内業者施工は4/10 以内 補助金額 500 万円を上限</p>
--	--	--	--

01563

北海道

雄武町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
雄武町中小企業等 振興助成条例及び 雄武町中小企業等 振興助成条例規則	H26. 3 条例 H26. 3 規程	○中小企業施設新設等 新設又は増改築 ・町内で事業を営む者(中小企業者等) ・町税等を滞納していない者 ○中小企業施設改修 施設改修 ・町内で事業を営む者(中小企業者等) ・町税等を滞納していない者 ○特産物等研究開発 ・町内で事業を営む者(中小企業者等) ・町税等を滞納していない者	助成金 ○実施に要した対象経費の3分の1 限度額 500 万円 ○実施に要した対象経費の3分の1 限度額 200 万円 ○事業に要する対象経費の 100 分の 30 限度額 300 万円
雄武町中小企業等 融資あっせん条例及 び雄武町中小企業 等融資あっせん条例 規則	H29. 3 条例 H29. 3 規程	○運転資金 ・町内で事業を営む者(中小企業者等) ・町税等を滞納していない者 ・北海道信用保証協会の保証付き ○設備資金 ・町内で事業を営む者(中小企業者等) ・町税等を滞納していない者 ・北海道信用保証協会の保証付き	融資 ○3,500 万円 (運転資金・設備資金併せて3年間の総額) 運転資金 10 年以内 設備資金 10 年以内 ○保証料の 50%を限度に補給 ○利子全額補給(ただし、3年間)
雄武町小規模企業 振興基本条例及び 雄武町小規模企業 創業支援助成金交 付規則	H31. 4 条例 H31. 4 規程	・町内で開業する小規模企業者であって、 雄武町商工会の会員又は会員になる者 ・町内に住所を有する者又は助成金の実 績報 告までに住所を有することとなる者 ・助成金の交付申請日において、満20歳 以上の者(法人の場合は代表者) ・開業の日から5年以上、事業を継続する こと。 ・町税等を滞納していないこと。	開業支援助成金 (開業のための事業所及び設備の整備の 支援を目的とする助成金) ○助成対象経費の4分の3 限度額 500 万円 経営支援助成金 (開業から3年間の経営の支援を目的とす る助成金) ○助成対象経費の4分の3 限度額 500 万円(月額5万円限度)

01564

北海道

大空町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造業、旅館業又は情報通信技術利用業による家屋及び償却資産の取得価格 2,700 万円超</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除</p> <p>○製造業又は旅館業 500 万円(資本金の額等が 5,000 万円を超え 1 億円以下である法人が行うものにあつては 1,000 万円、資本金の額等が 1 億円を超える法人は 2,000 万円とする)</p> <p>○情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円</p>		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大空町企業振興促進条例	H20.9	投資額 3,000 万円(増設 1,500 万円)以上の場合であつて、かつ、新設のときに雇用増が 3 人以上(新エネルギー電力供給施設の対象施設にあつては 1 人以上)または、増設のときに雇用増が 1 人以上ある場合 対象施設:工場、宿泊施設、研修施設、試験研究施設、医療福祉施設、観光施設、特定事業所、新エネルギー電力供給施設 物流施設、店舗施設	(1) 事業所新設(増設)補助金 固定資産税相当額 3年間 (①地場産品を利用又は先端技術を利用する工場で、新設又は増設投資額が 3,000 万円以上の場合、②新設投資額が 5 億円以上、増設投資が 2 億 5,000 万円以上の場合、③東日本大震災により工場等に被害を受けた事業者の場合 5年間)
		雇用者が次の要件を全て満たす場合 ・町内に住所を有する ・雇用期間に定めがない ・雇用保険に加入 ・年間給与所得が 130 万円以上見込	(2) 雇用促進補助金 新規雇用従業員の数に 20 万円を乗じて得た額(60 歳以上の常時雇用者数は 10 万円上乗せ) 1回 限度額 1,000 万円
		新設又は増設のときに雇用増が 3 人以上である場合	(3) 借上補助金(土地・建物) 年間賃借料の 50/100 以内 3年間 限度額 50 万円

		太陽光・風力・雪氷・バイオマスを利用して得られるエネルギーを導入した場合	(4) 環境対策補助金 投資額の 5/100 以内 1回 限度額 500 万円
		工場であって、新たに物の製造、加工又は修理を行うための機械の賃貸料の1年間の合計額が 500 万円以上の場合	(5) 借上補助金(機械器具) 年間賃貸料の 10/100 以内 3年間 限度額 50 万円
大空町企業振興のための従業員住宅助成金交付要綱	H20.3	従業員住宅を町内に3戸以上新設した場合	住宅と土地の固定資産税相当額を3年間助成
		町内に5戸以上の従業員住宅を賃貸した場合又は町内に1棟5戸以上の寄宿舎を従業員住宅として賃貸した場合	住宅賃貸料に対して1戸月額5千円を3年間助成 限度額 120 万円

01601

北海道

日高町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日高町企業振興促進条例	H18.3	新設 投資額 2,000 万円超 雇用増 2人以上	助成金 ○固定資産税相当額(5年間) ○新たに採用した人員に 20 万円を乗じた額 (1,000 万円限度)
		移設 投資額 2,000 万円超 雇用増 2人以上	融資 ○生産設備資金、運転資金、用地取得資金への融資 ○生産設備及び用地取得資金 7,000 万円限度 ○期間 15 年以内 ○運転資金 3,000 万円限度 ○期間 10 年以内
		増設 投資額 2,000 万円超 雇用増 2人以上	利子補給 ○国又は道等の制度資金を受けた者 ○利子補給対象融資 対象額は各制度融資で定める額及び期間 ○利子補給の率は、町長が別に定める ※利子の 1/2 を超えない 2.0% の範囲内で補給 信用保証料の補給 ○北海道信用保証協会の保証料 保証料率の 1/2 以内で 0.4% を超えない範囲
日高町地場生産加工業奨励育成条例	H18.3	○日高町及び近隣町内で地場生産される農林水産資源を加工する施設を町内に設置する企業	奨励金・利子補給 (1) 奨励金の交付及び用地の貸与又はあつせん (2) 利子の 1/2 を超えない 2.0% の範囲内で補給
日高町販売施設等整備促進補助要綱	H18.3	○施設の新築及び改築に要する投資額が 2,000 万円を超えるもの ○施設の増築に要する投資額が 1,000 万円を超えるもの	補助金 ○補助額 固定資産税相当額 (3カ年)

		○上記の投資額には土地の購入費を 含める	
--	--	-------------------------	--

01602

北海道

平取町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
地場産業振興対策 補助金交付及び融 資に関する要綱	H25.12.20	○地場産業の振興及び地域の活性化を推進 しようとする団体及び個人	補助金 ○試験研究に必要な経費 補助率 80%以内 (一部 1/2 以内) 補助額 100 万円限度
		○農林水産等の資源の有効活用を図るため の加工等の事業 ○地域の特性を生かした産業振興事業	融資・利子補給 (1)融資限度額 3,000 万円 (2)融資を受けた資金に対し5%以内 の利子を補給する (3)北海道信用保証協会の保証付の 場合は保証料相当額を補助する

01604

北海道

新冠町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
新冠町企業誘致条例	H1.9	○新增設 投下固定資本額 2,000 万円以上 従業員 10 人以上	奨励金 ○固定資産税(3年間)
新冠町企業誘致・新規操業事業安定化支援助成金交付規則	H27.11.26	新冠町企業誘致に基づく認定企業	新冠町企業誘致条例に基づく認定企業(以下「認定企業」という。)に対して助成金を交付することにより、認定企業が行なう新規操業事業の安定化及び雇用の創出並びに若者の定住を推進する 1 操業を開始した年から採用した職員(パート、臨時等除く)で、年齢が40歳以下の町内に居住する者に対して支給する基本給を基本額とする。 I. 操業1年目 基本給×1/2×12ヵ月分 II. 操業2年目 基本給×1/3×12ヵ月分 III. 操業3年目 基本給×1/4×12ヵ月分 2 (1) 操業を開始した年から採用した職員(パート、臨時等除く)で、年齢が40歳以下の者が町内に居住するために住宅を借上げ、その借上料の全部または一部を支給する場合、その支給額を基本額とする。 I. 借上料全額支給 1LDK以下 支給額×1/2(上限 20 千円) 2DK以上 支給額×1/2(上限 30 千円) II. 借上料一部支給 支給額相当額とする。 ただし、上記 I で定める上限額を適用。 (2) 操業を開始した年から採用した職員(パート、臨時等除く)で、年齢が40

			<p>歳以下の者が町内に居住するために認定企業が住宅を借上げ、無償または一部を有償で貸与する場合、その借上料を基本額とする。</p> <p>Ⅲ. 無償貸与 1LDK以下 借上料×1/2(上限 20 千円) 2DK以上 借上料×1/2(上限 30 千円)</p> <p>Ⅳ. 有償貸与(借上料の一部徴収) ※借上料から徴収額を差引いた残額とする。</p> <p>1LDK以下 (借上料 - 徴収額)× 1/2 (上限 20 千円)</p> <p>2DK以上 (借上料 - 徴収額)× 1/2 (上限 30 千円)</p>
--	--	--	--

01607

北海道

浦河町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
取得または新增設		課税免除	固定資産税	3年間
○製造業又は旅館業(下宿営業を除く)	500			
※資本金 5,000 万円～1 億円以下	1,000			
1 億円以上	2,000			
○情報サービス業等又は農林水産物等販売業	500			
(過疎地域の持続的発展を支援するための固定資産税の課税免除に関する条例)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
浦河町企業振興促進条例	H1.12	○新增設 投下固定資本額 2,100 万円以上 新 設 従業員 5人以上 増 設 従業員 3人以上	奨励金 ○固定資産税の相当額 (3年間)

01608

北海道

様似町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
様似町企業立地促進条例	S63.12	○新增設 投資額(土地の取得費及び造成費を除く) 2,500万円以上	補助金 ○固定資産税納付額の範囲内 (3年間)

01609

北海道

えりも町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
えりも町工場誘致条例	S63.9	○投下固定資産額(土地に係るものを除く)が1,000万円以上で、常時使用する従業員数が10人以上のもの	奨励金 ○当該工場に係る固定資産税相当額の範囲内 ○期間3年を限度
			利子補給 ○当該工場を設置する者が導入する制度資金のうち元金2,000万円を限度とし、3.5%を超える利率のうち3%以内の利子を10年間
			便宜供与 ○町有地を使用する場合は、賃貸料を5年間免除

01610

北海道

新ひだか町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,000	3	課税免除	固定資産税 都市計画税	雇用人数に応じ、 3～10年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新ひだか町企業 立地促進条例	H25.7.1	【支援対象業種】 ①製造業 ②情報通信技術利用事業 ③試験研究施設 ④旅館業 ⑤地域振興に資すると町長が認める事業(町が指定する建物を活用する場合に限る。) 【雇用人数】 3人以上 【初期投資】 2,000万円以上 【その他】 公害防止措置を講じていること。 市町村税の滞納が無いこと。	雇用創出奨励金 新規雇用1名につき、10万円 (限度額:1,000万円)
			改修等助成金 事業に直接必要な施設改修や設備導入等に要する経費の30%(町内業者に発注するものにあつては、40%)に相当する額を助成 (限度額:2,000万円) ※左欄⑤に該当する事業に限る。
			財産取得助成金 建物の取得に要する経費について、雇用人数に応じて次のとおり助成 (限度額:2,000万円) ・雇用50名以上 取得費の2分の1 ・雇用30名以上50名未満 取得費の10分の3 ・雇用10名以上30名未満 取得費の10分の1 ※左欄⑤に該当する事業に限る。

01631

北海道

音更町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
指定地域内(都市計画法に規定する工業地域) ●特定事業(下記別表)用の土地 ○家屋又は償却資産を新設、移設又は増設するため取得した土地 ○貸付特約付分譲制度を利用した土地であって、契約締結から3年以内に取得したものの ●特定事業用の家屋及び償却資産 ○新設又は移設 500万円超 (土地の取得等から1年以内に建設に着手するものに限る。) ○増設 500万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

別表

1 林業 2 水産養殖業 3 食料品製造業 4 飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く) 5 繊維工業 6 木材・木製品製造業 7 家具・装備品製造業(家具を除く) 8 パルプ・紙・紙加工品製造業 9 印刷・同関連業 10 化学工業(塩製造業を除く) 11 石油製品・石炭製品製造業 12 プラスチック製品製造業 13 ゴム製品製造業 14 なめし革・同製品・毛皮製造業 15 窯業・土石製品製造業 16 鉄鋼業 17 非鉄金属製造業 18 金属製品製造業 19 はん用機械器具製造業 20 生産用機械器具製造業 21 業務用機械器具製造業 22 電子部品・デバイス・電子回路製造業 23 電気機械器具製造業 24 情報通信機械器具製造業 25 輸送用機械器具製造業(鉄道車両・同部品製造業を除く) 26 その他の製造業 27 電気業 28 熱供給業 29 情報サービス業 30 道路旅客運送業 31 道路貨物運送業 32 水運業 33 倉庫業 34 運輸に附帯するサービス業(鉄道施設提供業を除く) 35 各種商品卸売業 36 飲食料品卸売業 37 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業 38 機械器具卸売業 39 その他の卸売業 40 学術・開発研究機関 41 宿泊業 42 その他の生活関連サービス業のうち旅行業 43 娯楽業 44 廃棄物処理業 45 その他のサービス業

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
音更町工業立地促進 条例	H12.3	上記〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉により課税の免除を受けた土地、家屋及び償却資産	事業所立地奨励金の交付 ○土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額を課税免除終了後2年度分交付
		「指定地域内」立地事業者 ●上記〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉に該当しない土地 ○新設、移設又は増設するため取得した土地 ○貸付特約付分譲制度を利用した土地であって、契約締結から5年以内に取得したもの ●上記〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉に該当しない家屋及び償却資産 ○新設又は移設の場合は、取得価額が500万円を超える家屋及び償却資産(土地の取得等から1年以内に建設に着手するものに限る。) ○増設の場合は、増設部分の取得価額が500万円を超える家屋及び償却資産 ○音更町土地開発公社から土地を取得し、3年以内に設置する取得価額500万円を超える家屋及び償却資産 ○音更町土地開発公社から9,000㎡以上の土地を取得し、年次計画に基づき7年以内に設置する取得価額500万円を超える家屋及び償却資産	事業所立地奨励金の交付 ○土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額を最長5年度分交付
		音更町土地開発公社から土地を購入した事業者	土地購入資金の利子補給 ○土地購入時の借入に係る利子(年利3%相当額が上限)を最長7年間補給
		「指定地域内」立地事業者 ●操業開始から1年間に限り、次の全部に該当するものが対象 ○新設、移設又は増設時の投資額(土地	雇用増に伴う助成金の交付 ○新設、移設又は増設に伴う雇用増1人につき12万円を交付(交付は1回限り。3,600万円(300人分)が上限)

		<p>を除く)が2,500万円を超えること</p> <p>○雇用期間が1年を超える雇用増が3人以上であること(助成金は、雇用増を確認した後に交付)</p> <p>※「雇用増」は、雇用期間の定めがなく、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する雇用者が対象</p>	
音更町商工業振興資金融資規則	H15.3	<p>○町内に独立した店舗又は工場等の事業所を有する人</p> <p>○町内に住所を有する個人で、町外に独立した店舗又は工場等の事業所を有する人</p> <p>○空き店舗活用事業の創業事業計画認定を受けた人</p> <p>○IC 工業団地の土地を音更町土地開発公社から購入して事業を行おうとする人</p> <p>○町内に事業所を設置して創業しようとする人(創業資金のみ)</p>	<p>商工業振興資金の融資</p> <p>○運転資金 2,000万円 7年以内</p> <p>○設備資金 3,000万円 10年以内</p> <p>○小口資金 2,000万円(運転資金7年以内、設備資金10年以内)</p> <p>○創業資金 500万円 7年以内</p> <p>※設備資金に係る融資は、町内に設備を整備する場合は対象</p>
音更町商工業振興資金利子等補給規則	H15.3	<p>○商工業振興資金の融資を受けた人</p>	<p>商工業振興資金に係る利子及び信用保証料の補給</p> <p>○利子補給 運転資金及び設備資金は融資利子の額から年1%の利率に相当する額を差し引いた額とし、その限度額は年2%の利率に相当する額が限度。</p> <p>○信用保証料補給 年次割により全額を補給。創業資金は補給なし。</p>

01632

北海道

士幌町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上) 従業員(人以上)			
—	承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に課する固定資産税について最初に課される固定資産税の賦課期日の属する年度から3年間免除	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、自然科学研究所、農林漁業関連業種の新設・増設に対する免税	促進区域内において同意基本計画の同意(法第4条第6項の規定による同意に限る。)の日から起算して5年以内

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
士幌町企業立地促進 条例(立地奨励金)	21.9	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、自然科学研究所で投下固定資産税総額が1億円を超えるもの	課税免除の適用を受けた期間の翌年度から賦課徴収した投下固定資産税相当額を限度として2年間交付
	24.3		
	26.3		
	29.9	農林漁業関連業種で投下固定資産税総額が5千万円を超えるもの	
	2.11		
一部改正			
士幌町企業立地促進 条例(雇用奨励金)	21.9	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、自然科学研究所を対象に投下固定資産税総額が1億円を超えるもの	事業者が雇用した従業員数1人につき36万円を乗じて得た額。ただし、1,800万円を限度とします。(奨励金の交付期間は3年以内)
	24.3		
	26.3		
	29.9	農林漁業関連業種を対象に投下固定資産税総額が5千万円を超えるもの	
	2.11		
一部改正			

01633

北海道

上士幌町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく製造業・旅館業・農林水産業・情報サービス等	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上士幌町企業振興促進条例	S63.12 H 3.12 改正 H12.12 改正 H15.2 改正 H15.12 改正 H22.6 改正 R3.9 改正	○新増設 従業員 5人以上 固定資産評価額 ①3,000 万円以上 ②1億円～3億円以下 ③3億円～10 億円以下 ④10 億円～	補助金 ○固定資産税相当額の範囲内 ①3年間 ②4年間 ③5年間 ④7年間

01634

北海道

鹿追町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鹿追町企業活性化推進条例	R2.9	事業所、工場、宿泊・飲食施設、その他の施設 ・新設 投資額 1,000 万円以上	補助金 ○新設 ・投資額の 30%以内 ただし、投資額のうち地元業者の施工割合が5割未満の場合は 20%以内 ・補助限度額:2,000 万円 ○起業 ・投資額の 35%以内 ただし、投資額のうち地元業者の施工割合が5割未満の場合は 25%以内
		増設・移設・事業転換 ・投資額 500 万円以上	補助金 ○増設・移設・事業転換 ・投資額の 30%以内 ・補助限度額:500 万円
鹿追町中小企業事業資金利子等補給規則	H10.3	鹿追町において独立した事業所又は店舗を有し、卸小売業、サービス業、鉱工業、運輸業、その他の事業を1年以上営む法人又は個人。ただし、遊興娯楽等の不急の業種は除く	利子等補給 ○運転資金 支払利息 30%以内 or 20 万円限度 ○近代化資金 利率の3%を越える利息 or 支払利息額の 50% ○災害資金 支払利息の 50%以内
中小企業近代化融資規則	H10.3	鹿追町において独立した事業所又は店舗を有し、卸小売業、サービス業、鉱工業、運送業、その他の事業を1年以上営む法人及び個人の中小企業者。ただし、遊興娯楽等の不急の業種は除く	融資 ○運転資金 1,000 万円以内 融資期間 10 年以内 ○設備資金 3,000 万円以内 融資期間 20 年以内

01635

北海道

新得町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
・製造業、旅館業 1) 資本金の額 5千万円以下 取得価格(下限) 500万円 2) 資本金の額 5千万円超 1億円以下 取得価格(下限) 1千万円 3) 資本金の額 1億円超 取得価格(下限) 2千万円 ・情報サービス業等、農林水産物等販売業 資本金の額 ー 取得価格(下限) 500万円	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
地域振興事業補助金交付要綱	H7.8	新規に事業を開始及び事業拡大により増設する個人及び法人 ○産業の振興と町経済の発展に寄与すると認められる事業で設備投資総額(用地取得を除く)1,000万円以上及び雇用増があること	補助金 ①設備投資額の35%以内 5,000万円まで (10万円未満切り捨て) ※補助率の加算(設備投資額の50%が限度) ・農商工等連携事業の場合は5%加算 ・雇用者1名につき50万円を加算 設備投資額の1/2が上限 ②新築または拡充分の固定資産税相当額 新規分は5年、拡充分は3年
商工業活性化事業補助金交付要綱	H15.3	町内で店舗を新築等・空き家を活用して開業する個人及び法人	補助金 《取得の場合》 ①店舗取得費(改修費)の30%以内 600万円まで(千円未満切り捨て)

			②店舗にかかる固定資産税相当額 5年間 《賃貸の場合》 ①店舗改修費の30%以内 300万円まで（千円未満切り捨て） ②店舗にかかる月額家賃70%以内 2年間（月額5万以内）
--	--	--	---

01636

北海道

清水町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (過疎地域自立促進特別法に基づく製造業・情報通信技術利用事業・旅館業)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
清水町企業立地促進条例	H4.4 改正 H12.11 H17.12 H29.4	○製造、加工施設、ソフトウェアハウス、試験研究施設 (1)投資額 新設 3,000 万円以上 増設 1,500 万円以上 (2)雇用増 新設 5人以上 増設 2人以上 ○観光施設 (1)投資額 新設、増設共5億円以上 (2)雇用増 新設、増設共 10 人以上	補助金 ○固定資産税相当額(土地を含む)ならびに新規雇用者一人当たり年間 36 万円(限度額 3,600 万円) ○5年間
清水町中小企業近代化資金融資条例	S38.4 一部改正 H28.10 R2.4	○清水町において中小企業等協同組合法による事業協同組合又は企業組合若しくは常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社又は個人で町内に独立した事業所等を有し、同一事業を営む法人及び個人。ただし、遊興娯楽等の不急の業種は除く。	融資 ○運転資金 1,000 万円以内 10 年以内 ○設備資金 2,000 万円以内 10 年以内
清水町中小企業近代化資金融資条例施行規則	S38.4 一部改正 H28.10 R2.4	○清水町企業立地促進条例の対象とならない、町内に住所を有する個人・法人(特定非営利活動法人を含む。)で新規に事業を開始及び事業拡大による増設をする事業者。 ○資本金又は出資が 1,000 万円以下の事業者、雇用増があるもの。	利子補給 ○運転資金・設備資金 利子年率 1.5%に相当する額を補給 ※R7.3.31 まで運転資金は全額保証 ○保証料 保証協会が算出する保証料の全額

<p>清水町起業等スタートアップ支援事業補助金交付要綱</p>	<p>R4.4 一部改正 R6.4</p>	<p>○清水町において起業を行う者や商工業者等(その他は要項規定による)</p>	<p>補助金</p> <p>① 店舗・土地等の取得、既存店舗の全面改修費用等の1/2(限度額200万円) (100円未満切捨て)</p> <p>※補助率の加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元業者施工 5% <p>② 賃貸店舗家賃の7/10(限度額月5万円)3年間</p> <p>新規雇用者一人当たり年間50万円(限度額3人合計150万円)3年間</p>
---------------------------------	-------------------------------	--	--

01637

北海道

芽室町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
芽室町企業誘致条例	H12.3	①製造業、非製造業を問わず、事業の用に供する建物及びその附属設備機械及び装置、器具などの投下固定資産総額が 2,300 万円以上 ②常時使用する従業員が3人以上 ○雇用増 新設・増設とも3人以上	奨励金 (1)固定資産税相当額を交付(土地を除く) ・交付期間 5年間 ただし、町長が別に定める食料品製造業の工場等(主に十勝の農産物・畜産物・水産物を使用するものに限る)については、固定資産税を賦課されるに至った年度から 10 年とする (2)1人当たり 12 万円(町内在住者 18 万円)限度額 ・交付期間 1年間
		○新たに用地取得を行い、進出する企業	融資 ○用地取得資金の 80%以内 ○融資金額1億円以内(但し、町長及び金融機関が必要と認めたときは、この限りでない) ○融資期間 10 年以内 (うち据置3年以内) ○貸付利率 北海道中小企業総合振興資金融資要領に定める融資利率以内

01638

北海道

中札内村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中札内村企業立地 促進条例	S61.3 H21.9 改正 R5.3 改正	当該事業場に対する投下固定資産総額 (土地を除く)が 2,000 万円以上であるも ののうち村長が特に認めたもの	奨励金 (1)固定資産に関する奨励金 固定資産税相当額で5年間 (2)企業立地促進奨励金 投下固定資産(評価額)(土地を除く)の 10/100 以内、1,000 万円限度 (3)雇用促進奨励金 常時雇用する従業員のうち村に居住する 者1人につき 30 万円 1,500 万円限度 (4)土地取得奨励金 当該事業場の新設または増設に伴い取得 した土地の取得価格 10/100 以内、 1,000 万円限度

01639

北海道

更別村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
更別村が定める過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内の持続的発展計画において振興すべき業種の設備の取得等をした者の課税を免除※1	—	課税免除	固定資産税	3年間
・製造業、旅館業 1) 資本金の額 5千万円以下 取得価格(下限) 500万円 2) 資本金の額 5千万円超 1億円以下 取得価格(下限) 1千万円 3) 資本金の額 1億円超 取得価格(下限) 2千万円 ・情報サービス業等、農林水産物等販売業 資本金の額 — 取得価格(下限) 500万円				

※1更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
更別村企業振興促進条例	S63.9	① 工場、試験研究施設等の新增設 取得価格 2,000万円以上 ② 雇用者 新設 5人以上 増設 2人以上	補助金 ○固定資産税相当額に雇用者1人につき24万円を加算した額(5年間)

01641

北海道

大樹町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員 (人以上)			
<地域経済牽引事業(地域未来投資促進税制)関連> ①大樹町内の航空宇宙関連の産業の集積、技術、人材、情報、インフラを活用した「成長ものづくり・デジタル分野」 ②大樹町内の生乳、畜産物、水産物等の特産品を活用した「加工品製造・地域商社分野(農林水産又は食関連に係るもの。)」 ③大樹町内の観光資源や自然環境を活用した「観光・文化分野」 ④大樹町内の第一次・第二次産業の集積、技術、人材、情報、インフラを活用した「環境・エネルギー分野」	—	課税免除	固定資産税 (対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地)	3年間
<過疎地域持続的発展支援関連> 製造業、旅館業(下宿営業を除く)、情報サービス業等及び農林水産物等販売業で500万円超	—	課税免除	固定資産税 (適用設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大樹町企業立地振興条例	H4.3	次の施設を新設又は増設する場合で、投下固定資産取得価格が2,000万円以上であり、かつ、常時雇用する従業員がいること。 ①工場(物の製造又は加工の用に供する施設) ②試験研究施設(製品の開発のための試験又は研究を行う施設) ③ソフトウェア施設(電子機器を機能させ	1 立地補助金 立地に係る施設に対して賦課される固定資産税相当額を3年間補助(地域経済牽引事業(地域未来投資促進税制)関連及び過疎地域持続的発展支援関連の課税免除措置を受けるものについては5年間補助) 2 雇用促進補助金 新設に伴い常時雇用する従業員数が 10

		<p>るプログラムの作成を主とする施設)</p> <p>④観光施設(宿泊施設、遊園地・ゴルフ場・スキー場、その他本町の観光振興に寄与すると認められる施設)</p> <p>⑤店舗(物の販売等又はサービスの提供を事業としている施設。卸売・小売業、飲食業及びサービス業(遊興娯楽関係除く。))</p>	<p>人以上の場合は全従業員数、増設の場合は5人以上の増加従業員数に、1人当たり20万円を乗じて得た額を補助。ただし、その額が400万円を超えるときは、400万円を限度とし、3年間補助する。</p>
大樹町創業支援補助金	R7.4	<p>大樹町内において創業(ただし、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)の分類項目表の中分類の範囲で既に町内で事業を行っている場合は、この要綱でいう創業には当たらない)しようとする事業者</p>	<p>1 ハード事業 対象経費の1/2を補助 (上限300万円、下限50万円)</p> <p>2 ソフト事業 対象経費の1/2を補助 (上限50万円、下限10万円)</p>
大樹町中小企業融資資金借入れに伴う利子補給金	S57.4	<p>事業資金として金融機関(日本政策金融公庫及び十勝管内の金融機関(本支店問わない。))から借入れたことによって生じた利子の補給</p>	<p>1 運転資金(1,000万円以内)に対する利子補給 支払利子額の10%を5年間補給</p> <p>2 設備資金(3,000万円以内)に対する利子補給 支払利子額の20%を5年間補給</p>
大樹町中小企業特別融資	S38.4	<p>一定の条件の融資に係る利子及び保証料の補給</p>	<p>1 運転資金(1,000万円以内)に対する利子補給 支払利子額の10%を5年間補給</p> <p>2 設備資金(3,000万円以内)に対する利子補給 支払利子額の20%を5年間補給</p> <p>3 保証料に対する補給 運転資金の場合は33万円、設備資金の場合は100万円を上限に全額補給</p>

01642

北海道

広尾町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
・製造業、旅館業 1) 資本金の額 5千万円以下 取得価格(下限) 500万円 2) 資本金の額 5千万円超 1億円以下 取得価格(下限) 1千万円 3) 資本金の額 1億円超 取得価格(下限) 2千万円 ・情報サービス業等、農林水産物等販売業 資本金の額 ー 取得価格(下限) 500万円	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
広尾町企業振興促進条例	H7.12	①工場等の新・増設 固定資産税評価額が 5,000 万円を超えるもの、ただし土地取得額が 5,000 万円以下であっても取得後1年以内に施設を着手し、5,000 万円を超える場合は対象施設とみなす	補助金 (1)固定資産税及び都市計画税相当額を5年間 (2)限度額 2,000 万円/年

01643

北海道

幕別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用を受ける工業		課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業等(旧忠類村地区)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
幕別町企業開発促進条例	S61.3	①指定地域内の事業所の新增設	補助金 ①固定資産税相当額を賦課される年度から5年間 ・農工法・企業立地促進法の対象となる場合は賦課された年度の4年後から2年間 ①投資額補助 ・投資額の10%(限度額1億円) ②固定資産税相当額を賦課される年度から3年間 ※企業立地促進法の対象となる場合は対象とならない。 ②投資額補助 ・投資額の5%(限度額1億円)
	H22.6 改正 H23.10 改正 H28.4 改正 R3.9 改正	○工場等、ソフトウェアハウス、試験研究施設 投資額 500 万円以上 ②指定地域外の事業所の新增設 ○工場等 投資額 5,000 万円以上 常時雇用者 5人以上 ○ソフトウェアハウス、試験研究施設 投資額 3,000 万円以上 常時雇用者 5人以上 ○観光事業施設 投資額 1億円以上 常時雇用者 10 人以上	
		①事業所の新增設に伴い新規に雇用した常時雇用の従業員が居住している場合 ※対象業種及び投資額の要件は、上記に準ずる。	補助金 【指定地域】 ①町民の常時雇用の従業員1人あたり 40 万円(限度額 4,000 万円) 【指定地域外】 ①町民の常時雇用従業員1人あたり 20 万円(限度額 4,000 万円)

		<p>①指定地域において幕別町土地開発公社から土地を取得した場合又は指定地域以外の土地を取得した場合</p> <p>※対象業種及び投資額の要件は、上記に準ずる。</p>	<p>補助金</p> <p>【指定地域】</p> <p>①投資額 500 万円以上～土地取得価格の 30% (限度額 2,000 万円)</p> <p>投資額 500 万円未満～土地取得価格の 15% (限度額 2,000 万円)</p> <p>【指定地域以外】</p> <p>①土地取得価格の 15% (限度額 2,000 万円)</p>
		<p>①工業団地内の土地を幕別町土地開発公社から取得した場合</p>	<p>融資の斡旋</p> <p>① 土地取得資金の 80%以内 (限度額1億円)</p> <p>・利率 1.5% (R6. 4. 1現在)</p>
		<p>対象業種及び投資額の要件に該当する事業場で、新設又は増設をした事業場の操業後一年以内に要件を満たす確認ができた場合</p>	<p>本社機能移転促進補助金</p> <p>○投資額補助の20%割増 (限度額 2,000 万円)</p>

01644

北海道

池田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
池田町企業立地促進条例	S62.7	<p>○工場</p> <p>新設 3,000 万円を超えるもの 雇用者 5名を超えるもの</p> <p>増設 1,900 万円を超えるもの 雇用者 2名を超えるもの</p> <p>○ソフトウェアハウス、試験研究施設</p> <p>新設 1,500 万円を超えるもの 雇用者 5名を超えるもの</p> <p>増設 1,500 万円を超えるもの 雇用者 2名を超えるもの</p>	<p>雇用促進補助金</p> <p>○常時雇用者1名につき 30 万円</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>工場等立地補助金</p> <p>○固定資産税相当額 5年間</p> <p>○限度額 1,000 万円</p> <p>(ただし、他の法律又は条例の定めるところにより、固定資産税の課税が免税されたものについてはその期間を除いた期間とする)</p>

01645

北海道

豊頃町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○新増設 500 家屋及び償却資産、家屋の敷地である土地 に対する固定資産税(取得の日の翌日から 1年以内に建設着手があった場合)※製造 業、情報サービス業等、農林水産物等販売 業、旅館業のみ	—	課税免除	固定資産税	3年間

※過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(R4.6 改正) 令和 13 年 3 月 31 日まで

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
豊頃町工場誘致条例	S40.6 S63.3 改正 H4.9 改正	○新増設 投下固定資本額 3,000 万円以上 従業員 5人以上	奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内 (3年間)

01646

北海道

本別町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
本別町企業誘致条例	S33.4	○工場・ソフトウェア施設、試験研究施設、物流拠点施設、旅館業、その他 新設・増設 投資額 1,000 万円以上 従業員 1人以上	奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内(5年間) ○新たに採用した従業員の数に1人あたり20万円(町内在住者40万円)を乗じて得た額(3年間) ○3,000万円又は設備投資額の100分の10の額のいずれか低い額(1年)
			利子補給 ○借入金利率の2.0%以内の利子相当額又は、地方交付税基準財政収入額に100分の1を乗じた額の何れか低い額(5年以内)

01647

北海道

足寄町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業・旅館業(下宿営業除く) ・資本金等の額が 5,000 万円以下 設備投資規模 500 万円以上 ・資本金等の額が 5,000 万円超 1 億円以下 設備投資規模 1,000 万円以上 ・資本金等の額が 1 億円超 設備投資規模 2,000 万円以上 ②情報サービス業等・農林水産物等販売業 設備投資規模 500 万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
足寄町企業振興促進条例	H元.6	①工場、ソフトウェア施設、試験研究施設等の の新増設 投資額 3,000 万円以上 ②観光施設・宿泊施設・遊園地・ゴルフ場・ スキー場等の新増設 投資額 1億円以上 ③特産品開発施設の新増設 投資額 500 万円以上	補助金 ○投資額の 20% ○限度額 1 億円 (特産品開発施設投資額の 20%、限度額 400 万円) ○町民雇用増 1 人につき 50 万円 (足寄高校新卒者は 100 万円)

01648

北海道

陸別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
① 製造業・旅館業(下宿営業を除く) ・資本金等の金額が 5,000 万円以下 設備投資規模 500 万円以上 ・資本金等の額が 5,000 万円超 1 億円以下 設備投資規模 1,000 万円以上 ・資本金等の額が 1 億円超 設備投資規模 2,000 万円以上 ② 情報サービス業等・農林水産物等販売業 設備投資規模 500 万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
陸別町企業立地促進条例	H2.4	○工場の新設・増設 ・投資額 5,000 万円以上 ・年間5名以上1年間雇用 ○ソフトウェア施設及び試験研究施設の新設、増設 ・投資額 3,000 万円以上 ・年間5名以上1年間雇用	補助金 ○給与支払額により1人当たり 50 万円 又は 25 万円 ○限度額 1,500 万円 ○連続3年を限度
		○観光リゾート施設の新設・増設 ・投資額 5億円以上	補助金 ○固定資産評価額の 5/100 ○限度額 4,500 万円

01649

北海道

浦幌町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
浦幌町企業誘致促進条例	S62.3	町内に新設又は町長が特に認めた進出事業者で、下記に該当するもの。	補助金
	H9.6 改正	(1)工場(製造業、建設業、貨物運送業ほか、鉱業所(鉱物の採掘、又は選鉱を行う施設及び付属施設)、産業振興施設(ガバナメントクラウドファンディングを活用する事業を行う施設)	(1)工場等立地補助金 固定資産税相当額の範囲内で7年以内(但し、過疎法の適用企業については、同法により免除される固定資産税相当額を除く)
	H15.9 改正 H23.2 改正 R6.3 改正	新設投資額 5,000 万円以上 新規雇用者 5人超	(2)設備補助金 設備投資額の 10/100 以内 限度額 7,500 万円以内 (3)雇用促進補助金 1年以上常時雇用する者1人につき 50 万円 限度額 3,000 万円/年(2年以内) (4)特定設備補助金 設備投資額の 90/100 以内 限度額 1 億円
		(2)ソフトウェア施設、情報通信技術利用事業施設、試験研究施設 新設投資額 3,000 万円以上 新規雇用者 5人超	事業化資金貸付 ○設備資金投資額の 2/10 以内 ○償還期間 7年以内 (うち据置6カ月) ○償還方法 毎月元金均等償還 ○利率 金融機関の定める利率 ○限度額 1,000 万円 ○利子補給 償還期間内利子額の 20%以内
		(3)観光事業施設 新設投資額 1億円以上 新規雇用者 5人超	町の協力 ○道路整備・給排水施設・電気(外線)工事・用地の幹線整備・下水道使用料減免など

01661

北海道

釧路町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700 (対象業種)製造業、ソフトウェア業、コールセンター、試験研究施設、旅館業	—	固定資産税の免除	全額 ただし、増設の場合は、増設部分のみが対象。	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
釧路町工業等振興条例	H21.12.22	(業種)工場、ソフトウェア施設、試験研究施設、情報処理サービス業施設、コールセンター (投資額)5,000万円以上 (新規雇用)3名以上	(助成額)町が評価した投資額の100分の3以内。 限度額500万円。
		(業種)大型宿泊施設 (投資額)5億円以上 (新規雇用)3名以上	(助成額)町が評価した投資額の100分の3以内。 限度額1,500万円。
		(業種)簡易宿泊施設 (投資額)5,000万円以上 (新規雇用)2名以上	(助成額)町が評価した投資額の100分の3以内。 限度額500万円。
		(業種)特産品開発施設 (投資額)500万円以上 (新規雇用)1名以上	(助成額)町が評価した投資額の100分の3以内。 限度額100万円。
		(業種)その他産業振興施設 (投資額)5,000万円以上 (新規雇用)3名以上	(助成額)町が評価した投資額の100分の3以内。 限度額500万円。

01662

北海道

厚岸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 500 ○製造業又は旅館業	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 1,000 ○製造業または旅館業において、資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 2,000 ○製造業または旅館業において、資本金の額等が1億円を超える法人	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 500 ○情報サービス業等又は農林水産物等販売業	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
厚岸町中小企業融資	S48.9	(1) 中小企業基本法による中小企業者及び中小企業等協同組合法による協同組合 (2) 町内に独立した事業所又は店舗を有して同一事業を引き続き1年以上営むもので、その事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であるもの (3) 公納金の滞納がないこと	○貸付金額(1貸付あたり) 運転資金 1,000円以内 設備資金 1,500万円以内 ○貸付期間(据置期間1年以内) 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 ○償還方法 割賦又は一時償還 ○補助

			融資を受けた債務者の負担に属する保証協会の保証料の全額を補助し、貸付利率のうち1.0%分を補給
厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例	H14.3	<p>小規模商工業者</p> <p>ア 町内に独立した事業所又は店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上営んで常時使用する従業員が商業及びサービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の事業者</p> <p>イ その他経営内容がアと同様の実態にあると町長が認めた事業者</p> <p>上記のほか、公納金を完納していること</p>	<p>○対象貸付資金</p> <p>(1) 機械等を取得又は改良するための資金</p> <p>(2) 北海道信用保証協会の定める保証対象業種を営む小規模商工業者に貸し付ける資金</p> <p>○貸付金額</p> <p>1 小規模商工業者につき1,000万円</p> <p>○償還期間</p> <p>貸付資金が500万円以下の場合5年以内、500万円を超える場合7年以内</p> <p>○償還方法</p> <p>月賦償還(元金均等払い)</p> <p>○補助</p> <p>貸付資金を借り入れた小規模商工業者が融資期間に支払う利子を全額補給し、北海道信用保証協会に支払う保証料の1/2を補助</p>
厚岸町特産品等開発支援補助金交付規則	H31.3	<p>新たな特産品の開発及び商品化に取り組む者で、下記の要件を全て満たす者</p> <p>(1) 町内に住所、事業所若しくは事務所を有する個人、法人又は団体</p> <p>(2) 公納金の滞納がないこと</p> <p>(3) 事業主又は役員が、厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと</p>	<p>○対象経費</p> <p>(1) 特産品の開発に要する経費</p> <p>(2) 地域特産品の包装等の開発に要する経費</p> <p>(3) 地域特産品の販路開拓、PRに要する経費</p> <p>○補助</p> <p>対象経費の額の2/3以内 (補助金上限100万円)</p>

01663

北海道

浜中町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、旅館業 ・資本金 5,000 万円以下(個人含む) 新增設、取得 500 ・資本金 5,000 万円～1 億円以下 新增設、取得 1,000 ・資本金1億円超 新增設、取得 2,000 ※資本金等の額が 5,000 万円超の法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る	—	課税免除	固定資産税	3年間
農林水産物等販売業 情報サービス業等 ・資本金 5,000 万円以下(個人含む) 新增設、取得 500 ・資本金 5,000 万円～1億円超 新增設、取得 500 ・※資本金等の額が 5,000 万円超の法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
浜中町中小企業特別融資規則取扱要綱	H26.4 H30.4 改正	浜中町内で商工業に従事しているもの	利子補給 ○貸付利率のうち、日本政策金融公庫が定める経営改善貸付の利率を上回る分 保証料 ○全額補助
浜中町中小企業特別融資規則	S39.11 R2.4 最終改	(1) 中小企業等協同組合法による事業協同組合及び企業組合	・貸付限度額 運転資金 1,000 万円以内

	正	<p>(2) 常時使用する従業員の数が30人以下の会社又は個人(ただし、商工業に限る。)</p> <p>(3) 前各号の何れかに該当し、かつ町内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を引続き1年以上営むもの(ただし遊興娯楽関係等の不急業種を除く。)</p> <p>(4) 町税を完納している者</p>	<p>設備資金 1,500 万円以内</p> <p>同一企業体に対しては、2件以上の貸付は行わない。ただし、運転、設備資金の重複貸付け、又は災害等の特別の事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>・償還期間 償還期間 10 年以内</p> <p>据置期間は、特に必要と認められる場合に限り、運転資金6ヶ月以内、設備資金 12 ヶ月以内</p> <p>・補助 融資を受けた債務者が負担する保証協会の保証料及び利子の一部を補助</p>
浜中町地域経済活性化促進奨励補助規則	H5.11 H9.7 改正	<p>浜中町で生産される農・林・水産物等の一次産品に付加価値を因るため、新製品の試験、研究、開発等を行い、高価値の産品を奨励し、新しい産業の創出による雇用の拡大や、地域経済の活性化を推進する事業に積極的な意欲をもっている町内の団体、集団組織及び個人が行う次に掲げる事業</p>	<p>(1) 農・林・水産物を主原料とした試験、研究、試作品等の開発及び製造に関する事業</p> <p>ア 地場産品及び新製品(以下「特産品等」)の開発、製造事業</p> <p>イ 特産品等の試験、研究事業</p> <p>ウ 特産品等の養殖、栽培事業</p> <p>エ 特産品等の新技術の開発事業</p> <p>オ 特産品等の生産方式の改善事業</p> <p>カ 特産品等の包装等の研究、開発事業</p> <p>(2) その他、目的達成のため町長が特に必要と認める事業</p> <p>・補助金 当該単独事業経費の 1/2 以内 (補助金上限 200 万円)</p>
浜中町創業支援事業補助金交付要綱	R6.4	<p>【対象事業者】</p> <p>補助金の交付の対象となる者は、町内において通年で営業する事業の創業を予定している者であって、次に掲げる要件をすべて備えている者とする。</p> <p>・個人事業主であっては、創業の日までに町内に住所を有する者</p> <p>・法人にあつては、創業の日までに町内に本店所在地の法人登記が行われてお</p>	<p>商工業の振興と活性化を図る目的から、町内で起業される方に対して事業所の新築、改修などを町内施行業者に依頼して行う場合にその費用の一部に対して補助金を交付する事業</p> <p>・補助金 当該単独事業経費の 1/2 以内 事業所の取得</p>

	<p>り、かつ、法人の代表者が町内に住所を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業後5年以上事業を継続することが見込まれる者 ・浜中町商工会の会員である者(営業開始後6ヶ月以内に会員となることが見込まれる者を含む。) ・3親等以内の親族から引き継いで行う事業でないこと。 ・本人及び同一世帯員(法人にあつては当該法人及び法人代表者)が、町に納付すべき町税等の債務について滞納がない者 ・事業所の新築、増改築及び改修については、町内業者等が施工する新築工事であつて、かつ、そのすべてを他に委託しないもの 	<p>新築 上限 500 万円</p> <p>中古物件の購入 上限 200 万円</p> <p>増改築、改修等 上限 200 万円</p> <p>事業所の開設に係る設備、備品購入 上限 200 万円</p> <p>事業所賃借料(補助対象経費 10/10 以内) 月額上限5万円以内。 (ただし、事業開始から 12 か月以内)</p>
--	--	--

01664

北海道

標茶町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
500 万円以上(製造業・旅館業・情報サービス業等・農林水産物等販売業) (製造業・旅館業において、資本金の額が50,000 千円以上 100,000 千円以下の場合は投下固定資本額 10,000 千円。100,000 千円以上の場合は投下固定資本額 20,000 千円とする。)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
標茶町振興条例	S63.6	事業場、研究機関等の新設に伴う投資額(土地取得費を除く) 町外事業者 2,500 万円以上 雇用増 5人以上(うち常用雇用者3人以上) ○町が誘致したもの ○投資額の 50%以上を町内事業者から調達 または購入しなければならない(ただし、正当な理由により困難な場合は適用しない)	補助金 ○投資額に対し、町が評価した額の 8/100 以内の額 ○限度額 1,000 万円
標茶町地域総合整備資金貸付条例	H4.4	○投資額 10,000 千円以上 ○雇用増 1人以上 ○5年以内に営業開始	資金貸付 ○事業費の 50%以内(1,000 千円以上 2,000,000 千円以内)を無利子融資

01665

北海道

弟子屈町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業又は旅館業(下宿業を除く。) 資本金 5,000 万円以下(個人を含む): 投資額:500 万円以上 資本金 5,000 万円超 1 億円以下 投資額:1,000 万円以上(新設又は増設に限る) 資本金 1 億円超 投資額 2,000 万円以上(新設又は増設に限る)	—	課税免除	家屋・償却資産・土地	3年間
農林水産物等販売業又は情報サービス業等 投資額:500 万円以上(資本金 5,000 万円を超える法人の場合は、新設又は増設に限る。)	—			

※償却資産は、機械及び装置に限る。

※土地は、取得日の翌日から起算して1年以内に家屋の建設着手があった場合であって、当該家屋の水平投影面積部分に限る。

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
弟子屈町企業振興促進条例	令和 4.6.7	設備投資補助金 町内に事業所(宿泊施設を除く)を新設する事業者 法人:投資額 1,000 万円以上 個人:投資額 200 万円以上	法人:500 万円 個人:投資額の 1/2 限度額 500 万円
		サテライトオフィス設置補助金 町内にサテライトオフィスを設置する法人であって、その投資額が 200 万円以上	100 万円
		宿泊業再生事業補助金 新築若しくは空き施設を取得又は賃借し、宿泊施設を設置する事業者 法人:投資額 1,000 万円以上 個人:投資額 200 万円以上	・投資額が1億円以上 投資額の1/10 限度額:1億円 ※投資額5億円以上のものについては、宿泊部屋数及び雇用人数によっては補助金の減額があり

			<ul style="list-style-type: none"> ・投資額が1億円未満 投資額の1/2 限度額:1,000万円
		家賃補助金 町内の空き施設を賃借して新規に事業所を新設する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・営業を始めた月から1年間 月額賃借料の2/3以内 限度額:50,000円 ・営業開始2年目 月額賃借料の1/3以内 限度額:25,000円

※投資額とは、備の取得等に係る費用で、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる資産の取得価格のうち、非営業用部分に係る価格(営業の用途に供する部分と容易に分けることができない場合は、面積案分により算出した額)を差し引いた額をいう。ただし、既設の建物の取得価格は、不動産鑑定評価額又は固定資産評価額を上限とする。

01667

北海道

鶴居村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
資本金 5,000 万円未満の事業者 500 万円以上 資本金 5,000 万円以上 1 億円以下事業者 1,000 万円以上 資本金 1 億円を超える事業者 2,000 万円以上 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、 情報サービス業	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鶴居村中小企業 融資制度規則	S47.3	○鶴居村における中小企業の振興上必要であり、かつ、その事業が健全に育成されることが明らかなものに対して実施し、次の区分並びに条件により選定 (1)中小企業等協同組合法による事業協同組合及び企業組合 (2)常時使用する従業員の数が 20 人以下の会社又は個人 (3)(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ、村内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を引き続き1年以上営むもの(ただし、遊興娯楽関係等の不急業種を除く) (4)村税を完納しているもの	融資 ○貸付金額(1企業) 運転資金 300 万円以内 設備資金 500 万円以内 ○貸付条件 ・償還期間は、運転資金5年以内、設備資金 10 年以内(6ヶ月以内の据置)で割賦返済又は一括返済 ・原則、担保必要(ただし、貸付金額 300 万円以下の場合は、連帯保証人を付することにより担保免除) ・利率は、融資を扱う金融機関の利率による(ただし、上限3%以内)
鶴居村地域総合 整備資金貸付要 綱	R3.6	○村長が策定した「地域振興民間能力活用事業計画」に位置づけられた民間事業者等による事業で次のすべてに該当するもの ・公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの	融資 ○貸付額 借入総額の 20%以内(1件当たりの貸付額は、おおむね 300 万円以上とし、10 億 5,000 万円を限度とする。ただし、年度を越

		<ul style="list-style-type: none"> ・5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの ・貸付対象費用の総額(用地取得費を除く)が1,000万円以上のもの ・契約後5年以内に営業が行われるもの 	<p>えて実施される場合であって、複数の施設を一体的・複合的に整備するときは、限度額を15億7,000万円とする)</p> <p>○貸付条件</p> <p>償還期間 15年以内 (5年以内の据置)</p> <p>無利子</p> <p>○償還方法 元金均等半年賦償還</p>
つるい未来へつ なぐ商工観光経 済活性化支援事 業補助規則	R2.2	<p>○村内において起業を予定している者または5年以上前から村内で事業を営んでいる者</p> <p>○国税、道税、市町村税等の滞納がない者</p>	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開業支援 ・新分野進出支援 <p>補助対象経費の1/2以内(下限額50万円、上限額最大850万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続支援 <p>補助対象経費の1/2以内(下限額50万円、上限額250万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光推進事業 <p>補助対象経費の1/2以内(下限額50万円、上限額500万円)</p>

01668

北海道

白糠町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員 (人以上)			
○地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもの 取得価額 10,000万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間
○地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもののうち、農林漁業関連業種に該当するもの 取得価額 5,000万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業 【製造業、旅館業】 取得価格は資本金に応じて次のとおり ・資本金5,000万円以下:500万円以上 ・資本金5,000万円超1億円以下:1,000万円以上 ・資本金1億円超:2,000万円以上 【農林水産物等販売業、情報サービス業】 取得価額 500万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
白糠町企業活動支援条例	R4.3 R7.4 一部改正	・製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業 ・その他、本町の振興に寄与すると認められる事業場 【新設】 固定資産(土地を除く)の取得価額が5,000万円以上 【増設】 固定資産(土地を除く)の取得価額が2,000万円以上	設備投資資金助成 (1)固定資産(土地を除く)の取得価格が7,500万円未満の場合は3分の2に相当する額 (2)固定資産(土地を除く)の取得価格が7,500万円以上の場合は取得価格から7,500万円を除いた額の10分の1に相当する額に5,000万円を加えた額(その額が1億円を超えるときは1億円。ただし、新設の場合であって、かつ、その新設に伴って、規則に定める新たに雇用される町内居住者の数が10人以上である場合は、その額が2億円を超えるときは2億円) 限度額 2億円

01691

北海道

別海町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
増設	5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
新設	10,000	10	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
別海町企業振興 促進条例	S55.10	○町長が特に必要と認める事業場の新 増設	補助金 ○固定資産税相当額の範囲内で、2カ年度
		○町内に事業場の新增設を行うもの	便宜供与 ○事業場の新增設に伴って必要とする用地のあ っせん、道路整備その他の便宜を供与することが できる ○町長が必要と認める場合は町有地を事業場の 敷地として、3年以内で無償貸与することができる

01692

北海道

中標津町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中標津町産業振興 条例	S38.3	<p>ア. 工場(物の製造又は加工を行う施設) 投資額 5,000 万円以上 従業員 10 人以上</p> <p>イ. 観光施設(宿泊施設、遊園地及びこれに類する施設で本町の観光の振興に必要と認められる施設) 投資額 1億円以上 従業員 10 人以上</p> <p>ウ. 特産品開発施設 (地域特産品の開発等地域活性化に寄与すると認められる施設) 投資額 1,000 万円以上 従業員 5人以上</p> <p>エ. その他の施設 (ア～ウに掲げるもののほか、本町の産業振興上特に必要と認められる施設) 投資額 5,000 万円以上 従業員 10 人以上</p>	<p>補助金及び便宜供与</p> <p>○指定事業者に対し、基準年度から3年間に限り当該資産に係る固定資産税額相当の25%について、予算の範囲内で補助金を交付、また、特に必要があると認めるときは、町長が適当と認める方法により協力する</p>
中標津町中小企業 融資制度要綱	S39.11	<p>○中小企業等協同組合法による事業協同組合及び企業組合</p> <p>○中小企業基本法第2条に規定する会社又は個人</p> <p>○上記のいずれかに該当し、かつ、町内に独立した事業所又は設備を有し、同一事業を引き続き1年以上営み、町税を滞納がないもの(娯楽関係等の不急業種を除く)</p> <p>○町長が特別な理由として認めるもの</p>	<p>融資</p> <p>○短期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1企業につき1,000万円以内 ・貸付期間は1年以内 ・貸付利率は融資を取り扱う金融機関と協議して定めた利率 <p>○長期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1企業につき1,500万円以内 ・貸付期間は1年以上7年以内 ・貸付利率は融資を取り扱う金融機関と協議して定めた利率 <p>保証料補助</p> <p>○保証料の 1/2(その額に1円未満の端数</p>

			<p>があるときは、その端数を切り捨てた額)を補助する</p> <p>ただし、当該制度を初めて利用する融資対象者にあつては、初年度分のみ全額補助</p>
<p>空き地空き店舗等活用事業補助金</p>	H23.4.1	<p>○申請日において本町に住民登録している者で満 20 歳以上の者</p> <p>○本町の町税等に滞納がない者</p> <p>○町商工会の会員となる者</p>	<p>○用途地域の商業地域で起業する者は、補助対象経費の2分の1以内(50 万円を限度)</p> <p>○用途地域の商業地域以外で起業する者は、補助対象経費の3分の1以内(25 万円を限度)</p>

01693

北海道

標津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
標津町企業奨励並びに誘致に関する条例による企業指定された企業		課税免除 又は 不均一課	固定資産税	3年間
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 取得価額500万円超(製造業又は旅館業については資本金の額等が5,000万円超1億円以下の場合1,000万円、1億円超の場合は2,000万円)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
標津町企業奨励並びに誘致に関する条例	S57.3	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の資源、産物を活用し、自ら新製品の加工、開発等、特色ある地場産物を製造する企業 ○地域社会の公益増進に貢献する企業 ○誘致企業 	貸付及び補助金等 (1)町有財産の貸付けもしくは売り払い (2)原料、資材等の払い下げ又はあっせん (3)町税の課税免除又は不均一課税 (4)助成金の交付 (5)その他町長が特に必要と認めるもの
標津町中小企業融資条例	H7.3	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に独立した事業所、店舗を有し、同一事業を1年以上営む者 ○町税を完納する者 ○中小企業等共同組合法による事業協同組合及び企業組合、若しくは常時使用する従業員の数が商業にあつては10人以下、工業にあつては30人以下の小規模事業者 	融資 ○短期資金 ・1企業につき1,000万円以内 ・貸付期間は1年以内 ・貸付利率は融資を取り扱う金融機関と協議して定めた利率 ○長期資金 ・1企業につき3,000万円以内 ・貸付期間は10年以内 ・貸付利率は融資を取り扱う金融機関と協議して定めた利率 ※信用保証料全額と利子補助

標津町起業等支援事業補助金交付要綱	H21.8	<p>新たに起業等を目指す者で次に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町税等の滞納がない者 ○申請日以前から引き続き1年以上本町に在住(住民登録)している者で、かつ、満20歳以上の者、又は本町に本店、支店等の事務所又は事業所を有する法人。ただし、町内に事務所等を有する個人、法人その他の団体から推薦がある場合には、この限りではない。 ○起業等に伴い町内に住所を有する者を1人以上新たに雇用すること。 ○町内に同一の事業を行う者がいないこと。 ○支援を必要とする事業を生業とする者、又は被雇用者が生業とする事業に支援を必要とする者 ○町長が特に認めた者 	補助対象経費の1/2以内(下限額 25 万円、上限額 400 万円)
標津町地場産品開発振興奨励補助規則	S62.3	標津町の地場資源を生かした新製品の加工開発等特色ある地場産品を製造し個性あるまちづくりに貢献しようとするものが行う調査、研究、開発及び実用化のため町長が認めた事業を行う町内に独立した事業所を有する企業、その他町長が適当と認める者。	事業費の1/2以内とし限度額を10万円とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。
標津町地場産品開発振興資金融資制度要綱	S62.3	町内に独立した事業所を有し、地場資源を活かした新製品の加工開発等特色ある地場産品を製造し個性あるまちづくりに貢献しようとする事業を行なうもので町税を完納しているものとする。	<p>融資の額及び期間</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)融資の種類 事業資金 (2)融資の額 (1件、1事業所) 300万円以内 (3)融資の時間 2ヶ年以内(但し町長が認めたときは3ヶ年以内とする。) <p>※町長は必要と認めた場合、予算の範囲内において貸付者に対して、利子補給及び保証料を補助することができる。</p>
標津町特産品等スタ	R5.4	町内事業者	○補助率及び補助金額

<p>ートアップ支援補助 金交付要綱</p>			<p>対象経費の80%、1件につき10万円</p> <p>○補助の対象となる事業及び経費</p> <p>本補助金の活用により販売促進の効果が得られ、かつ、ふるさと納税の返礼品など直接的に地域振興に寄与する特産品等の充実に資するもので次の各号に該当するもの。</p> <p>①顧客のニーズに対応するための既存品の内容量の増減やリサイズに要する機材整備及び包装・パッケージの製作に係る費用</p> <p>②新たな特産品等の包装・パッケージの製作に係る費用</p> <p>③特産品等の宣伝用画像素材の整備等に係る費用</p> <p>④特産品等の開発・研究に係る費用</p> <p>⑤その他町長が必要と認める費用</p>
----------------------------	--	--	--

01694

北海道

羅臼町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
羅臼町企業立地振興条例	R5.7.1	<p>(対象者)</p> <p>1 工場 製造業、加工業</p> <p>2 指定施設 試験研究施設、観光施設(文化、スポーツ、レジャー、特産品)、宿泊施設(旅館、ホテル)、物流関連施設(運輸業、卸売業)、水産養殖施設(陸上養殖)、新エネルギー供給施設(新エネルギー供給業)</p> <p>3 店舗 その他町長が特に認める施設</p> <p>(要件) 当該工場等の設置に伴う投下固定資産取得価格が 2,000 万円以上であること。 当該工場等の設置に伴い常時雇用する従業員がいること。</p>	<p>(工場等立地補助金)</p> <p>固定資産税相当額を3年間補助する。ただし、新設の場合で羅臼町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年条例第17号)の適用を受ける者については5年間とし、当該条例の適用を受ける場合は、その期間を除く。</p> <p>(雇用促進補助金)</p> <p>常時雇用する従業員数が 10 人以上の場合は全従業員数、増設の場合は5人以上の増加従業員数に対し、1人当たり 20 万円を補助する。ただし、その額は 600 万円を限度とし、3年間補助する。</p>